

## 第1節 非常参集職員の活動

全部署

村は、村内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得てその組織及び機能のすべてを挙げて災害応急対策活動を実施する。

### 1 動員体制

災害対策活動に関し所要の人員を確保するため次により職員の動員を行う。

なお、職員は動員命令がない場合であっても、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知した場合は自発的に動員配備表に基づき登庁するものとする。

#### (1) 配備体制

災害時、職員等の配備体制は次表により行う。

配備区分	警 戒 配 備		非 常 配 備 (災害警戒本部)	緊 急 配 備 (災害対策本部)
	第 一 次	第 二 次		
配 備 時 期	◎ 気象予警報が発令され、災害の発生が予想されるとき。	◎ 左記の基準の状況下で村長が必要と認めたととき、又は災害の発生するおそれがあるとき。	◎ 災害が拡大されるおそれがあるとき。 ◎ 大雨、暴風、暴風雪、大雪等の特別警報が発表されたとき。	◎ 甚大な被害が発生したとき。
配 備 内 容	◎ 情報の収集 ◎ 関係機関との連絡		◎ 情報の収集 ◎ 関係機関との連絡 ◎ 応急措置	◎ 全職員は、直ちに所定の配備につき災害応急対策に従事
村づくり推進課		村づくり推進課長 村づくり推進課係長	全 員	全 員
総 務 課	総 務 係 長 総 務 課 防 災 担 当	総 務 課 長 総 務 課 係 長 総 務 課 防 災 担 当	全 員	全 員
住 民 課		住 民 課 長 住 民 課 係 長	全 員	全 員
振 興 課	振 興 係 長	振 興 課 長 上 下 水 道 室 長 振 興 課 係 長 上 下 水 道 室 主 任	全 員	全 員
観 光 課		観 光 課 長 観 光 課 係 長 (観光案内センター)	全 員	全 員
議 会 事 務 局			議 会 事 務 局 長	全 員

配備区分	警 戒 配 備		非 常 配 備 (災害警戒本部)	緊 急 配 備 (災害対策本部)
	第 一 次	第 二 次		
教育委員会		教 育 長 教 育 次 長 教 育 委 員 会 担 当	全 員	全 員
消 防 団		村長(本部長)から指示があった場合は、 団長は状況により団員の招集を行う。		全 員

※各課長(各部長)等は、災害の状況により人員を増減することができる。また、総務課長は、時間外については状況により当直者を増やす等の措置を講ずる。

## (2) 動員方法

### ア 時間外の動員方法

職員への連絡は、防災行政無線又は各課連絡網によりNTT電話、携帯電話等により行う。

また、各課長(災害対策本部各部長)等はNTT電話、携帯電話、急使、その他による連絡方法をあらかじめ定めておく。

### イ 通信途絶時の動員方法

職員は動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに動員人員配備表により登庁する。

### ウ 交通途絶時の動員方法

交通途絶により登庁できない職員は自宅、又は避難施設に指定された場所で待機し、上司の指示を受ける。

## (3) 参集時の留意事項

参集時、職員は次の点に留意する。

### ア 服装

応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋を着用する。

### イ 携行品

次のものを持って参集のこと。(災害の状況に応じて必要量)

(ア)筆記具

(イ)飲料水(水筒)

(ウ)懐中電灯

(エ)食料

(オ)携帯ラジオ

(カ)応急医薬品

(キ)タオル

(ク)防寒具(冬期など)

ウ 緊急措置

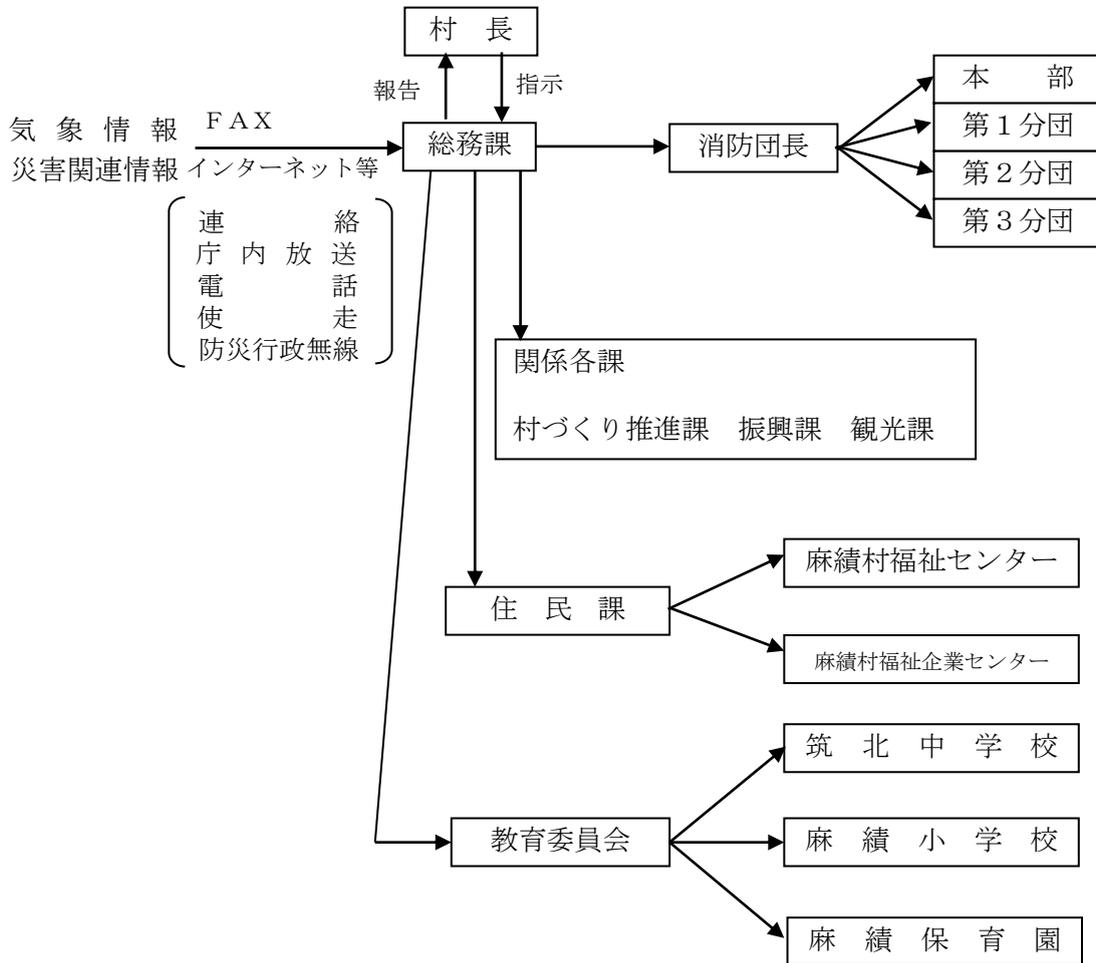
参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員・消防団員がいるときは、その活動を引継ぎ庁舎に直行する。

エ 被害状況の報告事項

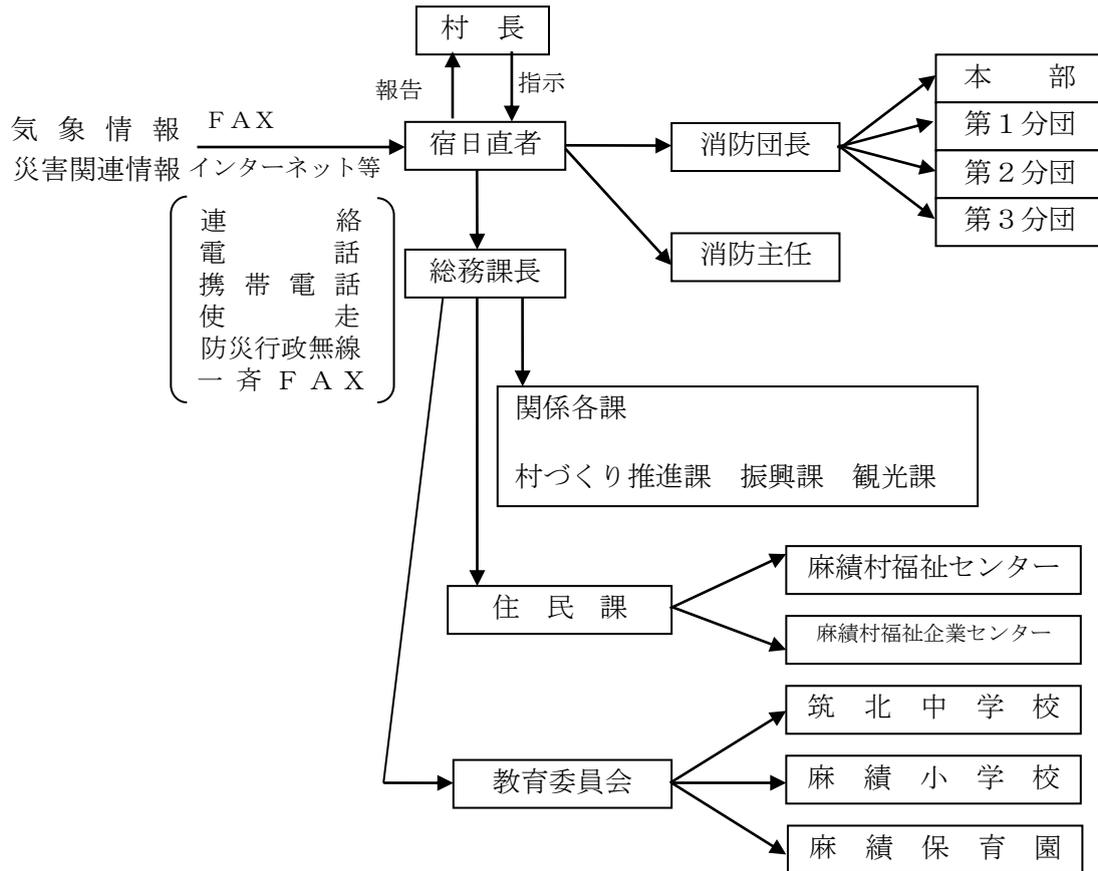
- (ア) 鉄道、幹線道路等の状況
- (イ) 建物の倒壊、損傷の状況
- (ウ) 火災の発生、消火活動の状況、水害の発生、水防活動の状況
- (エ) 被災者、救助活動の状況
- (オ) ライフラインの状況

(4) 動員配備伝達系統

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



2 活動体制

(1) 災害警戒本部等

ア 災害警戒本部

村長は、次のいずれか一つ以上の状況に達し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

- (ア) 気象業務法に基づく予警報が、麻績村を含む地域に発表され、災害の発生が予想されるとき。
- (イ) 風水害が発生したとき。
- (ウ) 激甚な風水害が発生するおそれがあるとき。

イ 水防本部

水防法第21条の規定により村長を本部長とし、洪水時における水害を警戒防御する。ただし、麻績村災害警戒（対策）本部が設置されたときは、同本部の一部としてその分掌事務を処理する。

(2) 災害対策本部

ア 設置基準

村長は、次のいずれか一つ以上の状況に達したときは、災害対策本部を設置する。

- (ア) 大規模な風水害が発生したとき。
- (イ) その他、村長が必要と認めたとき。

## イ 廃止基準

本部長は、村内の地域において、災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- (イ) 指定避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- (ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき。
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

## ウ 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、次表により直ちに通知及び公表する。

通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
県（松本地域振興局）	総 務 課	県防災行政無線、電話その他迅速な方法
村 各 対 策 部 長	総 務 課	庁内放送、電話その他迅速な方法
安 曇 野 警 察 署	総 務 課	電話その他迅速な方法
報 道 機 関	総 務 課	電話その他迅速な方法
一 般 住 民	総 務 課	防災行政無線、広報車、その他迅速な方法
松 本 広 域 消 防 局	通信指令課	電話その他迅速な方法

## エ 設置場所

災害対策本部の設置場所は、麻績村庁舎とする。

## オ 災害対策本部の組織

(ア) 村本部の組織等は、「麻績村災害対策本部条例」（資料1－3参照）に定めるところによる。なお、村本部を設置する施設、設備は、災害時に防災中枢機能を果たせるようその安全性の確保等に努めなくてはならないが、万一、村庁舎が被災し使用不能となったときは、代替施設として、麻績村体育館に、村本部を置く。

(イ) 災害対策本部の組織図及び各部、班の事務分掌（別表のとおりとする。）

## (3) 現地災害対策本部の設置

災害の状況により本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応活動の指揮を行うこととする。

## ア 現地災害対策本部の開設

(ア) 本部長は職員のうちから現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。

(イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

## イ 現地災害対策本部の責務

(ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止を図る。

(イ) 出動機関相互間及び情報連絡体制の状況を把握し、連絡体制の確保を図る。

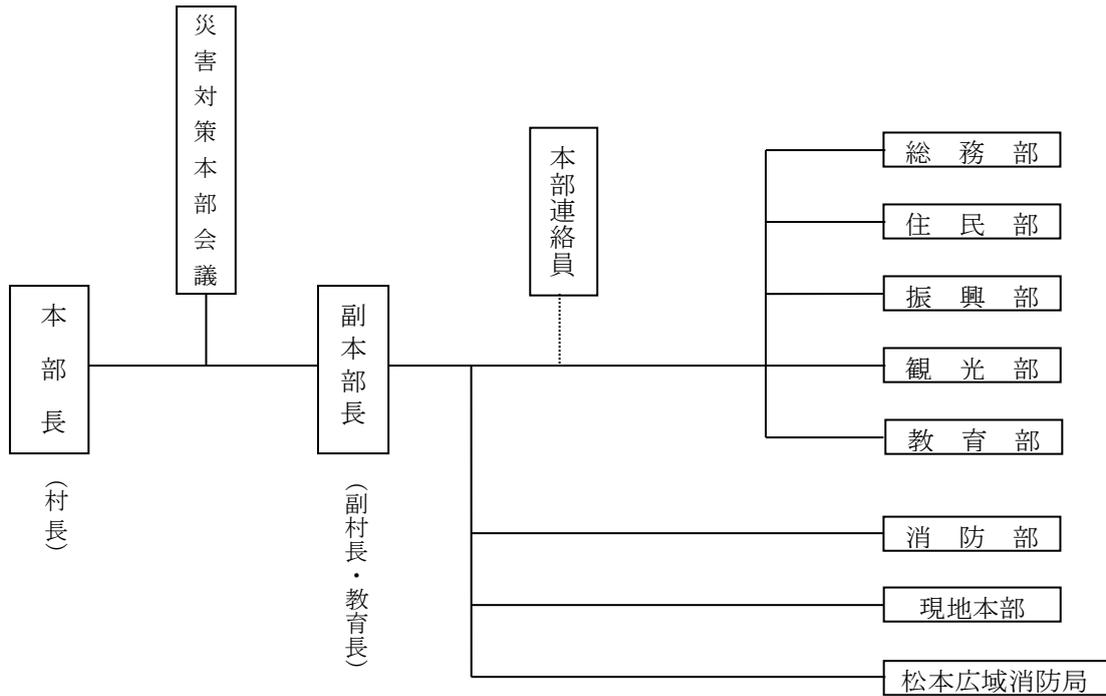
(ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

(4) 災害救助法が適用された場合の体制

村に災害救助法が適用されたときは、村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

別表

災害対策本部組織図



## 災害対策本部組織任務分担表

部・部長・部付	班・班長・班員	分 担 事 項
総務部 部 長 総務課長 部 付 村づくり推進課長 議会事務局長 駐在所警察官	班 長 総務係長 副班長 村づくり推進課係長 総務課係長 班 員 総務課員 村づくり推進課員 会計室員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の運営に関する連絡調整及び庶務に関すること。</li> <li>・災害対策基本法第71条に基づく命令に関すること。</li> <li>・気象予報及び警報等の伝達に関すること。</li> <li>・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の周知に関すること。</li> <li>・通信設備(防災行政無線等)の応急対策に関すること。</li> <li>・庁舎内情報システムの維持管理に関すること。</li> <li>・県防災会議との連絡に関すること。</li> <li>・職員の動員、派遣要請及びあっせんに関すること。</li> <li>・応急対策物品の購入に関すること。</li> <li>・自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。</li> <li>・緊急輸送に関すること。</li> <li>・渉外に関すること。</li> <li>・消防機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・関係機関、団体に対する協力、応援要請に関すること。(広域相互応援)</li> <li>・その他応援対策活動に関すること。</li> <li>・漂流物に関する証明等に関すること。</li> <li>・村有財産、営造物の災害対策に関すること。</li> <li>・議会への連絡に関すること。</li> <li>・被害状況の集計、報告に関すること。</li> <li>・災害情報の収集及び被害状況発表に関すること。</li> <li>・災害現場記録写真に関すること。</li> <li>・住民への広報通信の確保に関すること。</li> <li>・災害現状の調査のとりまとめに関すること。</li> <li>・報道への資料提供に関すること。</li> <li>・り災証明書の発行に関すること。</li> <li>・被災者台帳の作成に関すること。</li> <li>・部内の連絡調整に関すること。</li> <li>・災害経費の予算、措置に関すること。</li> </ul>
住民部 部 長 住民課長	班 長 住民課係長 班 員 住民課員 社協職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所、福祉避難所の開設及び管理に関すること。</li> <li>・要配慮者対策に関すること。</li> <li>・家庭動物に関すること。</li> <li>・必要物資のあっせんに関すること。</li> <li>・被災者調査に関すること。</li> <li>・連絡情報収集報告に関すること。</li> <li>・関係機関、団体に対する協力、応援要請に関すること(救助・救急医療活動)</li> <li>・主食等の調達配給に関すること。</li> <li>・日赤並びに奉仕団との連絡調整に関すること。</li> <li>・炊き出しに関すること。</li> </ul>

部・部長・部付	班・班長・班員	分 担 事 項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の連絡調整に関する事。</li> <li>・被災者に関する拠出年金の保険料免除に関する事。</li> <li>・災害救助法に関する事。</li> <li>・災害義援金品、見舞金に関する事。</li> <li>・災害弔慰金の支給に関する事。</li> <li>・生活福祉資金等の貸付に関する事。</li> <li>・ボランティアの受入れ等に関する事。</li> <li>・社会福祉に関する事。</li> <li>・災害義援金品の取扱いに関する事。</li> <li>・災害時の衛生全般に関する事。</li> <li>・災害時の公害排除防止に関する事。</li> <li>・遺体の埋火葬に関する事。</li> <li>・災害時における防疫清掃及び食品衛生に関する事。</li> <li>・廃棄物に関する事。</li> <li>・災害対策医薬品に関する事。</li> <li>・災害時における医療助産に関する事。</li> <li>・診療施設の災害現場の調査に関する事。</li> <li>・医療関係者の動員配置に関する事。</li> <li>・日赤医療班との連絡調整に関する事。</li> <li>・被害住宅等建築対策に関する事。</li> </ul>
振興部 部 長 振興課長	班 長 振興課係長 副班長 上下水道室長 班 員 振興課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の連絡調整に関する事。</li> <li>・災害の現場調査のとりまとめに関する事。</li> <li>・主要食料の調達に関する事。</li> <li>・農業協同施設等の応急対策に関する事。</li> <li>・耕地の被害調査に関する事。</li> <li>・農業用施設及び農地の被害調査の実施。</li> <li>・耕地及び農業施設の応急対策に関する事。</li> <li>・関係機関と協議し、応急対策を講ずること。</li> <li>・商工業関係者の被災調査に関する事。</li> <li>・商工業関係者の災害対策に関する事。</li> <li>・農畜産物関係の災害対策に関する事。</li> <li>・農作物不良対策本部の設置と被害状況及び被害額のとりまとめ。</li> <li>・技術対策会議の開催と資料の作成。</li> <li>・病虫害防除と家畜防疫等の徹底指導。</li> <li>・水産物関係の災害対策に関する事。</li> <li>・災害の技術対策会議の開催と資料のとりまとめ。</li> <li>・災害状況に応じて現地指導の実施。</li> <li>・林業関係の災害対策に関する事。</li> <li>・林務係において林道関係の被害調査及び被害額のとりまとめと林道被害の応急対策を講ずること。</li> <li>・苗木、苗畑施設及び木材、特殊林産物の被害状況を関係機関と調査し報告する。</li> </ul>

部・部長・部付	班・班長・班員	分 担 事 項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林地の被害状況の調査と報告。</li> <li>・建設業者の災害対策の連絡調整に関する事。</li> <li>・資材の輸送に関する事。</li> <li>・土木施設の被害調査に関する事。</li> <li>・被害状況の工法指導に関する事。</li> <li>・交通（道路）の応急対策に関する事。</li> <li>・道路のう回路の設定に関する事。</li> <li>・河川の応急対策に関する事。</li> <li>・水防対策に関する事。</li> <li>・地すべり、砂防施設の応急対策に関する事。</li> <li>・防災箇所の点検調査に関する事。</li> <li>・応急対策に伴う資材の確保に関する事。</li> <li>・災害時における給水対策に関する事。</li> <li>・災害時における水道施設の応急対策に関する事。</li> <li>・応急対策に伴う資材の確保に関する事。</li> <li>・村有住宅の応急対策に関する事。</li> <li>・応急仮設住宅の建設に関する事。</li> </ul>
観光部 部 長 観光課長	班 長 観光課係長 班 員 観光課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の連絡調整に関する事。</li> <li>・観光客に対する応急対策に関する事。</li> <li>・災害の現場調査のとりまとめに関する事。</li> <li>・観光協会との連絡調整に関する事。</li> <li>・観光施設の災害対策に関する事。</li> <li>・別荘地内の災害対策に関する事。</li> <li>・危険空き家対策に関する事。</li> <li>・災害状況に応じて現地指導の実施。</li> </ul>
教育部 部 長 教育長	班 長 教育次長 保育園長 副班長 校 長 班 員 教育委員会職員 学校職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設及び管理に関する事。</li> <li>・教育施設の被害調査に関する事。</li> <li>・部内の連絡調整に関する事。</li> <li>・災害時の授業、給食その他に関する事。</li> <li>・児童生徒の被害調査に関する事。</li> <li>・児童生徒の避難対策に関する事。</li> <li>・保育園児の避難救護対策に関する事。</li> <li>・保育施設の災害対策に関する事。</li> <li>・被災した児童生徒・保育園児の心のケアに関する事。</li> <li>・学校再開の関係機関との調整に関する事。</li> <li>・被災世帯の児童生徒等にかかる教材、学用品の交付に関する事。</li> <li>・被害園児の臨時保育に関する事。</li> <li>・文化財関係の災害対策に関する事。</li> </ul>

部・部長・部付	班・班長・班員	分 担 事 項
消防部 部 長 消防団長	班 長 副団長 副班長 本部長 各分団長 消防主任 班 員 全団員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団への連絡とその調整に関する事。</li> <li>・消防施設の被害調査に関する事。</li> <li>・部内への連絡調整に関する事。</li> <li>・相互応援協定による相互応援に関する事。</li> <li>・消防統計及び消防情報の報告に関する事。</li> <li>・火災警戒区域の設定と災害時の火気制限に関する事。</li> <li>・危険物施設の災害時の統制制限に関する事。</li> <li>・危険物搬送車両の災害時交通規制に関する事。</li> <li>・火災の予防、指導、調査に関する事。</li> <li>・消防、水防活動報告に関する事。</li> <li>・消防、水防関係被害状況調査に関する事。</li> <li>・災害の記録に関する事。</li> <li>・警報、警告に関する事。</li> <li>・河川等の巡視、警戒に関する事。</li> <li>・交通規制、水利規制に関する事。</li> <li>・水、火災以外の災害防止、鎮圧活動に関する事。</li> <li>・火災の防御、鎮圧に関する事。</li> <li>・救急、救助に関する事。</li> <li>・防災資材、原料の受払いに関する事。</li> <li>・車両借上げに関する事。</li> <li>・被災者避難及び誘導について警察官との連絡に関する事。</li> <li>・救急薬品、酸素等確保に関する事。</li> </ul>
現地本部 部 長 現場指揮者	状況により災害現場 に設置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動資材受払いに関する事。</li> <li>・人命救助について、防災活動、作業に関する事。</li> <li>・作業人員掌握に関する事。</li> </ul>
松本広域消防局	麻績消防署職員又は 消防局職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本広域連合消防計画に定めるところによる。</li> </ul>

**第2節 災害直前活動**

全部署

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、特別警報・警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等や災害の未然防止活動など、災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

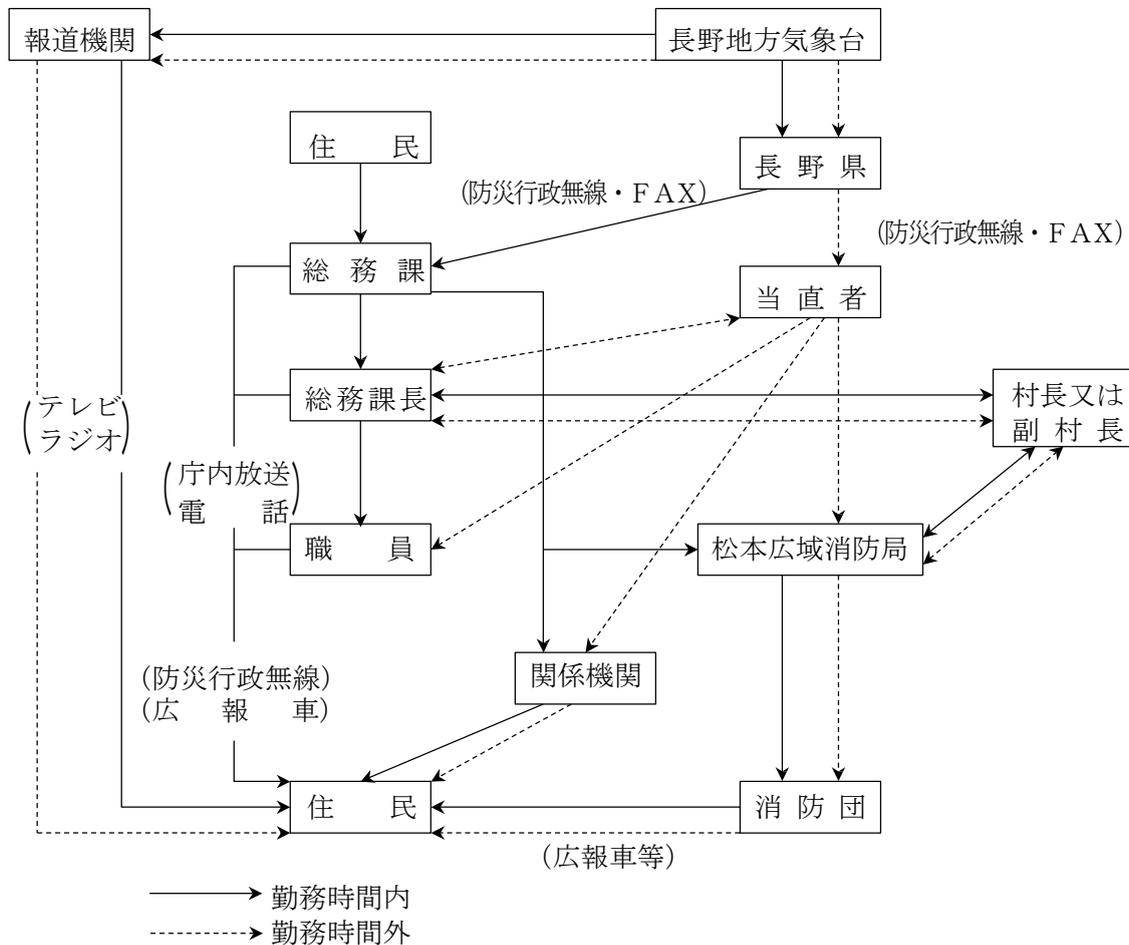
**1 警報等の住民に対する伝達活動**

特別警報・警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

なお周知に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

- (1) 村は、各機関から受けた特別警報・警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。  
また、放送等により気象状況を常に把握し、特別警報・警報・注意報等の補填に努める。
- (2) 村において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。
- (3) 県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげる。

気象等予警報及び異常現象等の受理伝達系統



## 2 異常現象発見時の通報

- (1) 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した住民は、自己又は他人により村長若しくは警察あるいは松本広域消防局に、速やかにその情報を通報する。
- (2) 通報を受けた村長あるいは警察、松本広域消防局は、次の通報系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。その際村長は、地域振興局あるいは建設事務所、保健所等の県現地機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市村へ通報する。
- (3) その他の関係機関は、次の通報系統によりそれぞれ関係の機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。

## 3 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を行うなど、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

- (1) 村は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防関係機関等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は、危険が予想される場合は、住民に対して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を行うとともに、避難誘導活動を実施する。特に、要配慮者については避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。
- (2) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、村は、住民等への周知徹底に努める。
- (3) 村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、避難施設を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難施設とする。
- (4) 住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の伝達に当たっては、松本広域消防局の協力を得て、災害情報共有システム(Lアラート)の活用や村防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に迅速かつ的確な伝達をするよう努める。
- (5) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、要配慮者に対して配慮するよう努める。
- (6) 避難施設及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する情報の提供を行うよう努める。
- (7) 避難勧告等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

**〔住 民〕**

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日常品等の備蓄物資を携行する。また、隣近所で声を掛け合い、逃げ遅れたものがないかを確認する。

**〔要配慮者利用施設の管理者〕**

ア 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。

イ 災害が発生するおそれのある場合は、村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

**4 災害の未然防止対策**

村は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

**(1) 水防活動**

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

**(2) 河川管理施設、農業用排水施設等**

洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。

**(3) 道 路**

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

## 別紙1：警報等の種類及び発表基準

## 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、長野地方気象台が発表する。

## 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

## 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な災害が挙げられる。

特別警報・警報・ 注意報の種類		概 要
警 報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。	

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物へ被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、凍結により水道管が破裂するなど著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

## 特別警報 発表基準

種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

## 警報・注意報 発表基準（平成30年現在）

種 類		基 準		
警 報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	10	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	104	
	洪水	流域雨量指数基準	麻績川流域=10.6	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	聖高原周辺	12時間降雪の深さ 25cm
			聖高原周辺を除く地域	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義浪高		
高潮	潮位			
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	83	
	洪水	流域雨量指数基準	麻績川流域=8.5	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	聖高原周辺	12時間降雪の深さ 15cm
			聖高原周辺を除く地域	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義浪高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55%		
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上、又は積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、又は日降水量が 15mm 以上		
低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃ 以下(高冷地で 13℃以下)が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)			
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷・着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

## 2 消防法に基づく警報等

### (1)火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか1つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で、最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7 m/s を超える見込みのとき。 3 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある。）。

### (2)火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項（1）の発表基準に準ずる。

## 3 その他の情報

### (1)土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

区 分	発 表 基 準
土 砂 災 害 警 戒 情 報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合

### (2)記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

区 分	発 表 基 準
記録的短時間 大 雨 情 報	1時間雨量 100mm

## (3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。

## (4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報等がある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区 分	発 表 基 準
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

## 4 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

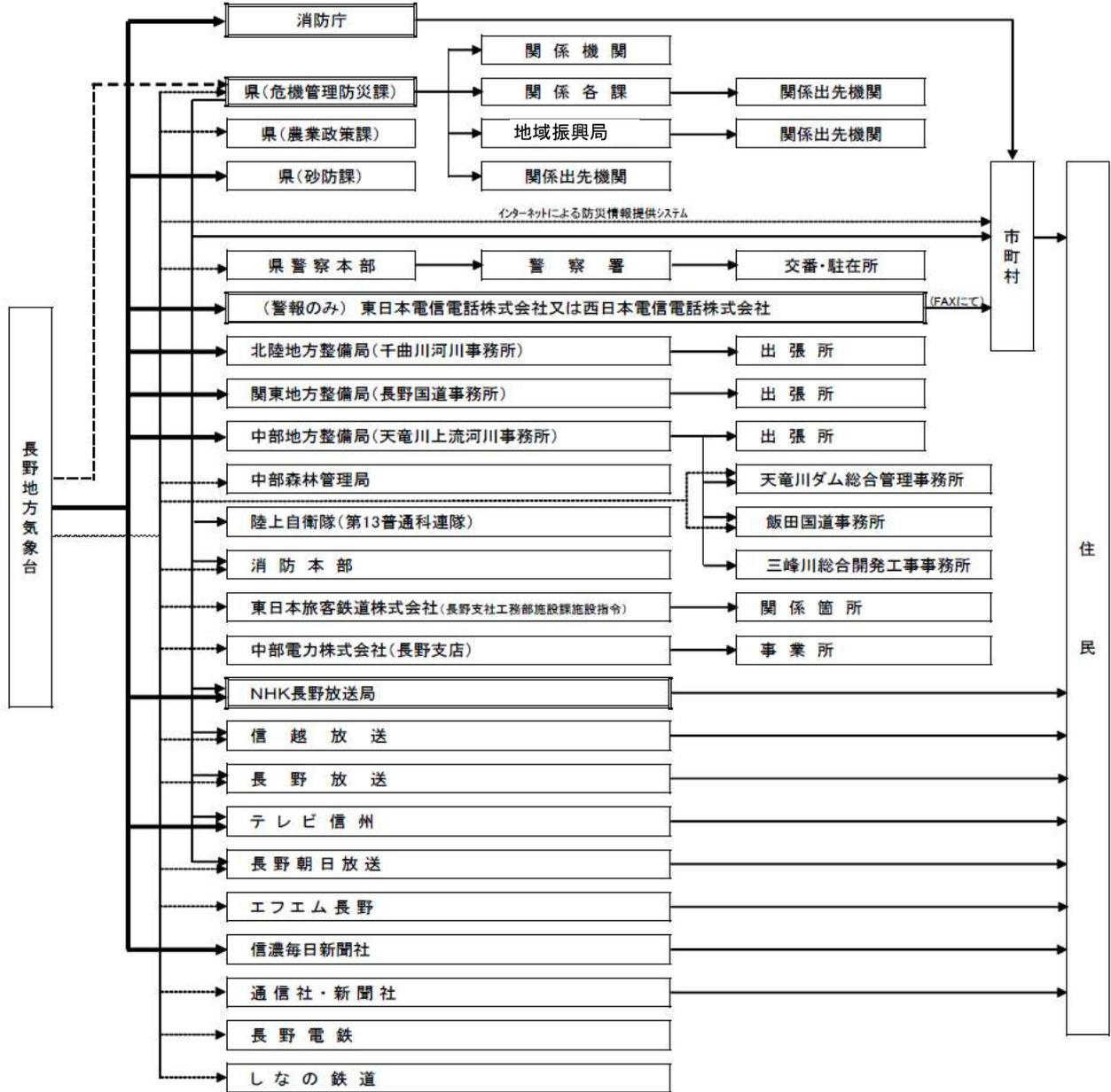
なお、注意報及び警報はその種類に関わらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。

警報等の種類	発表機関名	対 象 区 域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	市町村ごと
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	村長	各市町村域
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県建設部砂防課	共同 市町村ごと
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 気象庁 長野地方気象台	全国 関東甲信地方 長野県

別紙2：伝達系統図

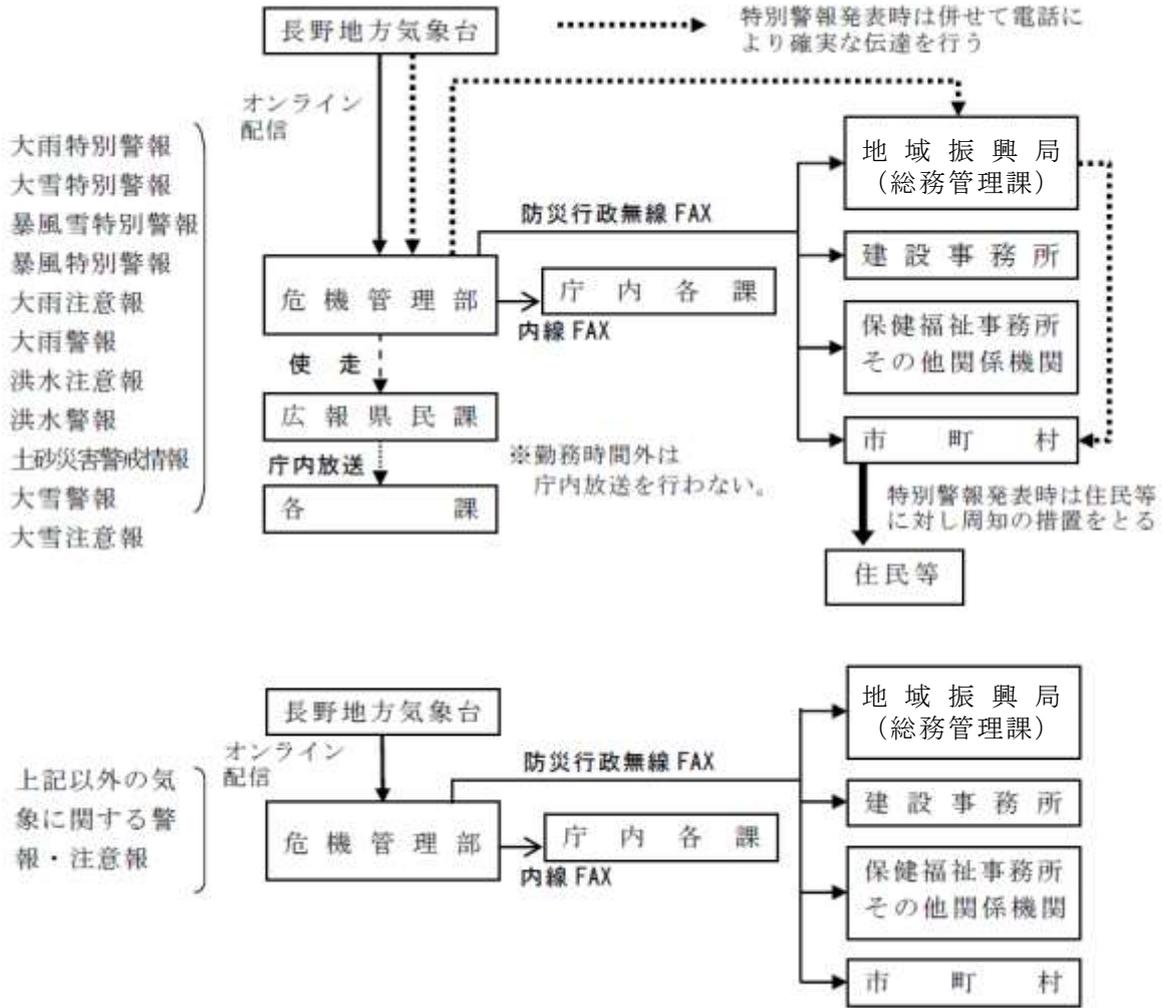
1 警報等

警報等の系統図



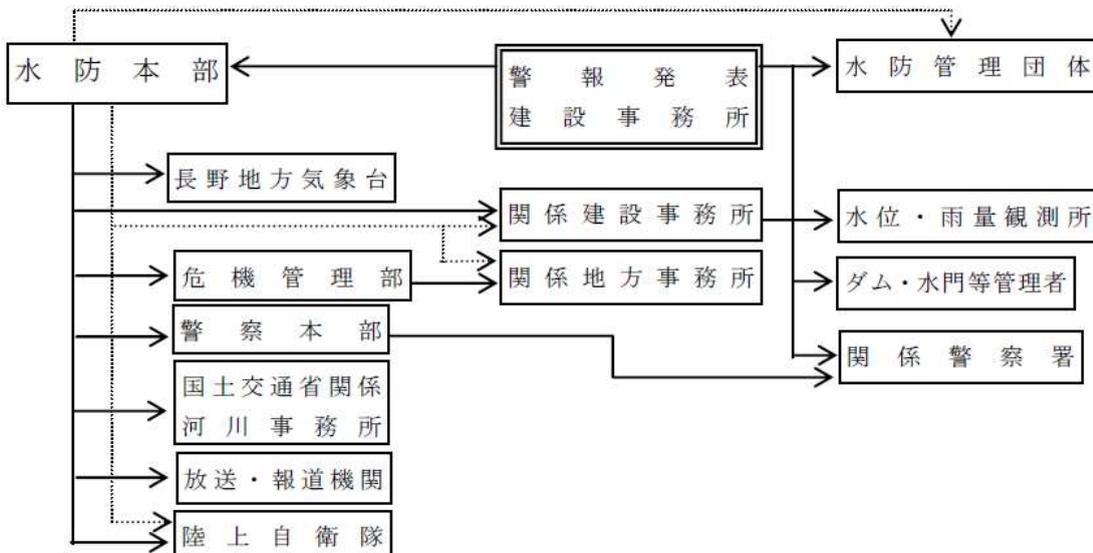
- 注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。警報発表時には、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。
- 注2 県（危機管理防災課）から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。
- 注3 その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。
- 注4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定伝達先。
- 注5 （太実線矢印）は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。
- 注6 （波線矢印）は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段（※）を示す。
- 注7 （太波線矢印）は、オンライン配信（XML配信）による伝達を示す。
- ※ 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

伝達系統図



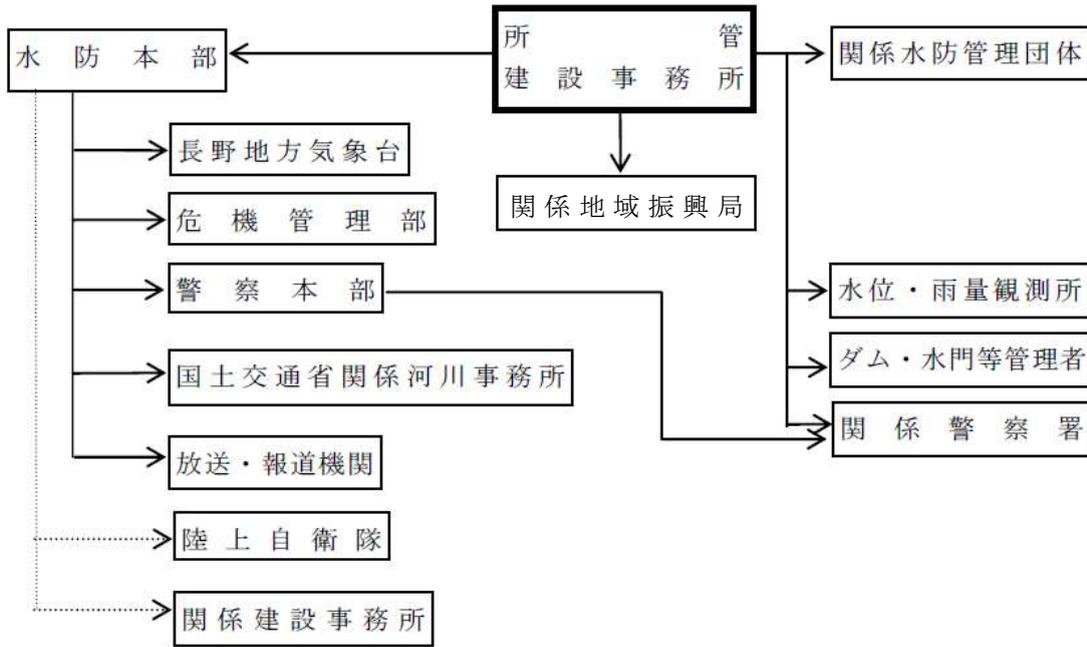
2 水防警報等

水防警報（知事が行うもの）



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 ..... は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

水位情報の通知（知事が行うもの）



(注) ..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 —— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

## 第3節 災害情報の収集・連絡活動

全部署

災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

### 1 報告の種別

#### (1)概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

#### (2)被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

#### (3)被害確定報告同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

### 2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互の連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

なお、被害が甚大であり、村において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求め行う。

また、村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

### 3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

項 目	認 定 基 準
非 住 家	<p>住家以外の建物をいうものとする。</p> <p>なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。</p> <p>ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。</p>
住 家 全 壊 (全焼、全流失)	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p>
住 家 半 壊 (半 焼)	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、住家の損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>
一 部 損 壊	<p>全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p>
床 上 浸 水	<p>住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。</p>
床 下 浸 水	<p>床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。</p>
り 災 世 帯	<p>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。</p> <p>例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p>
り 災 者	<p>り災世帯の構成員とする。</p>

#### 4 災害情報の収集・連絡系統

##### (1)被害報告等

ア 村は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。

イ 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は松本地域振興局長に応援を求める。

ウ 次の場合は、消防庁に対して直接報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(ア) 県に報告できない場合

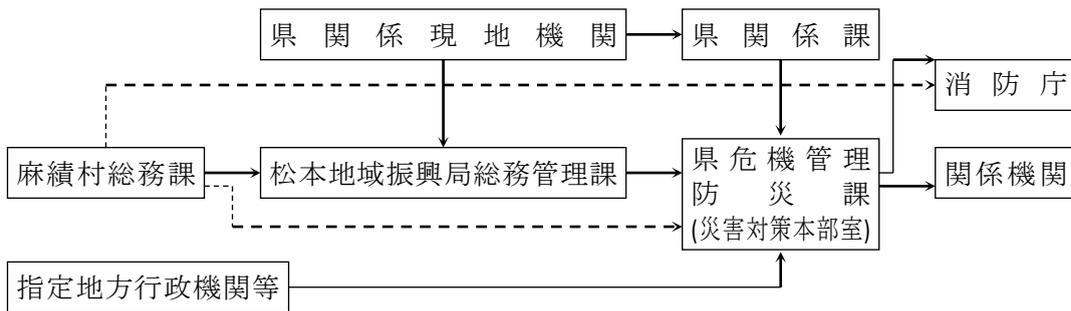
県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告する。

(イ) 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、村及び松本広域消防局は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うことになっている。）。

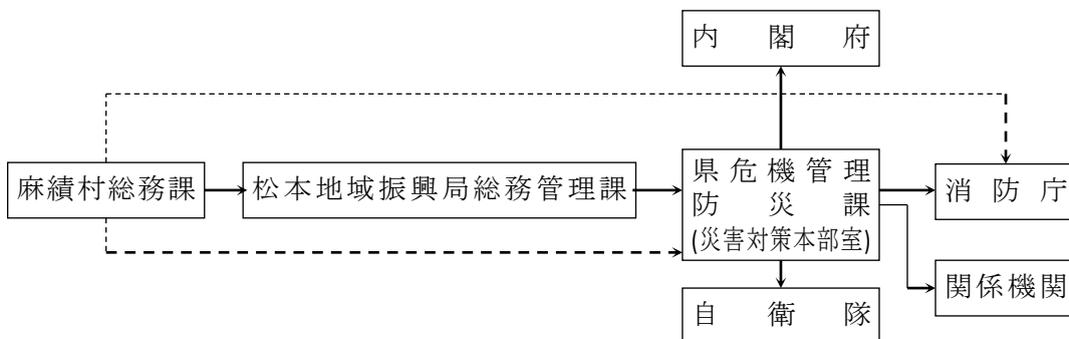
### ◆災害情報連絡系統図

(1) 概況即報（様式第1号）



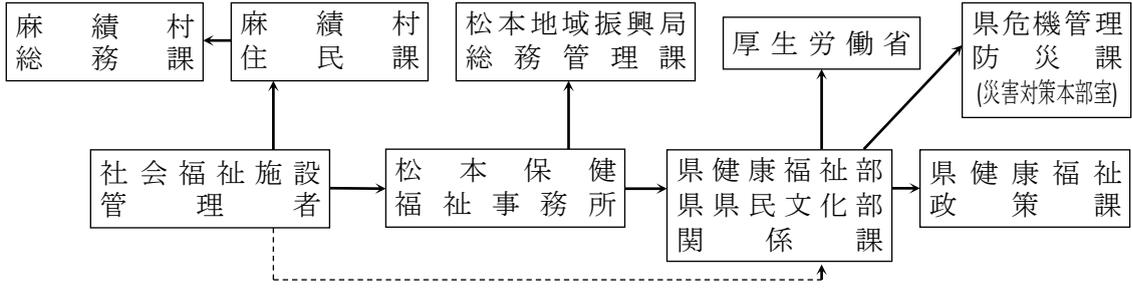
(2) 人的及び住家の被害状況報告（様式第2号）

避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）等避難状況報告（様式第2-1号）



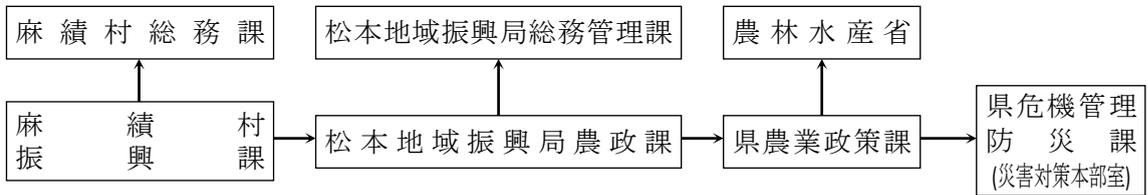
※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部室）にも連絡する。

(3) 社会福祉施設被害状況報告 (様式第3号)

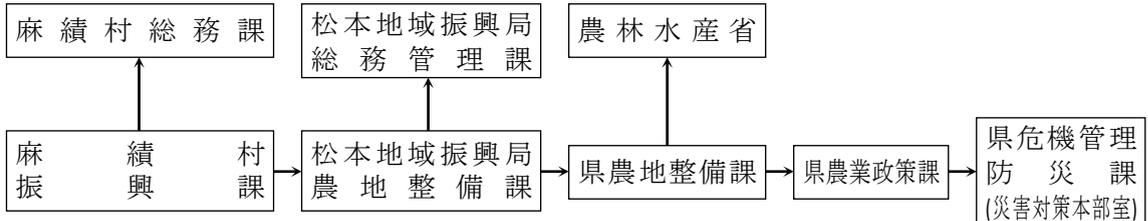


(4) 農業関係被害状況報告 (様式第5号)

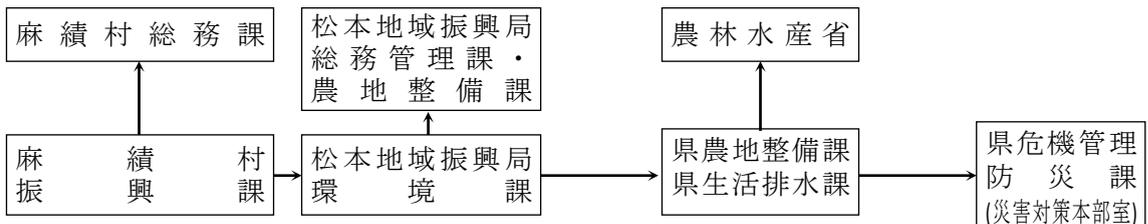
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



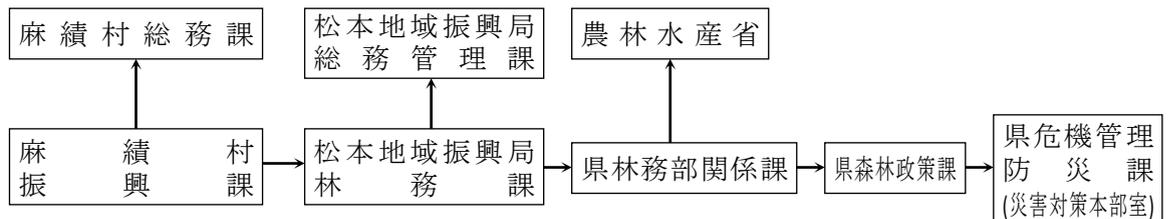
イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く。)



ウ 農地・農業用施設被害状況報告

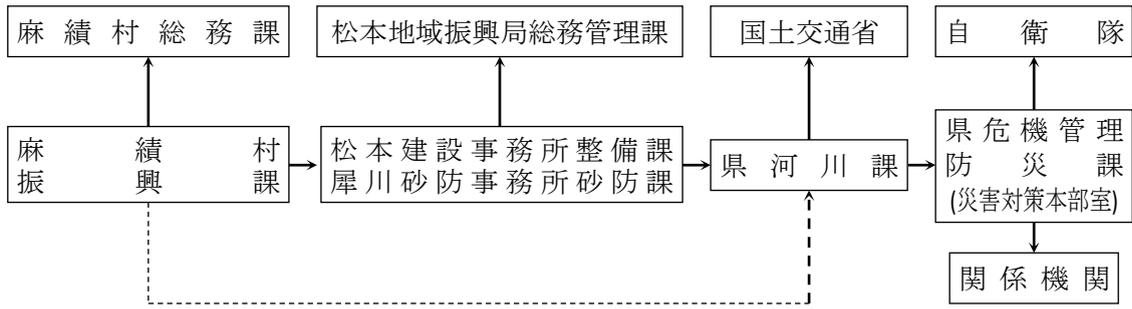


(5) 林業関係被害状況報告 (様式第6号)

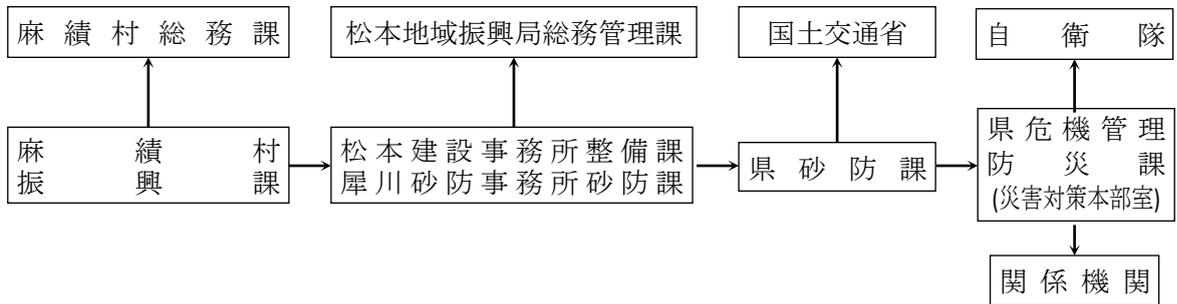


(6) 土木関係被害状況報告

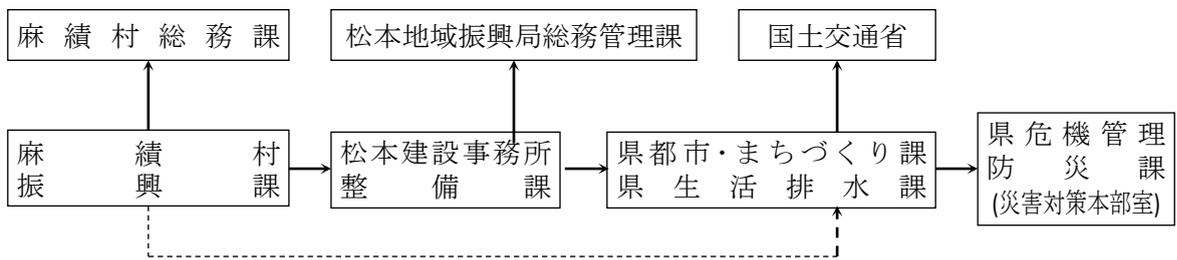
ア 公共土木施設被害状況報告等 (様式第7号)



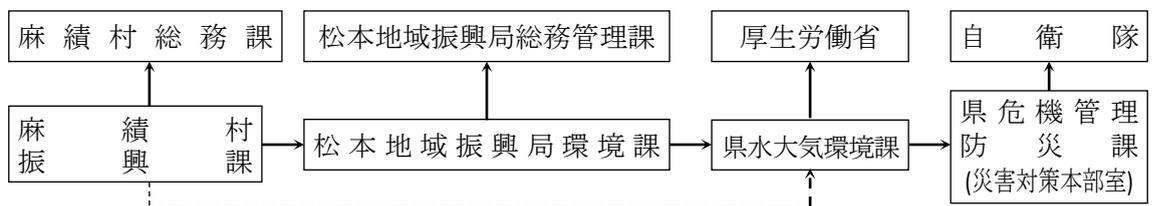
イ 土砂災害等による被害状況報告



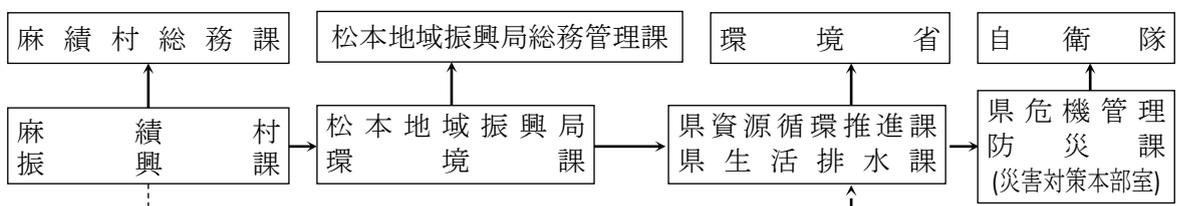
(7) 都市施設被害状況報告 (様式第8号)



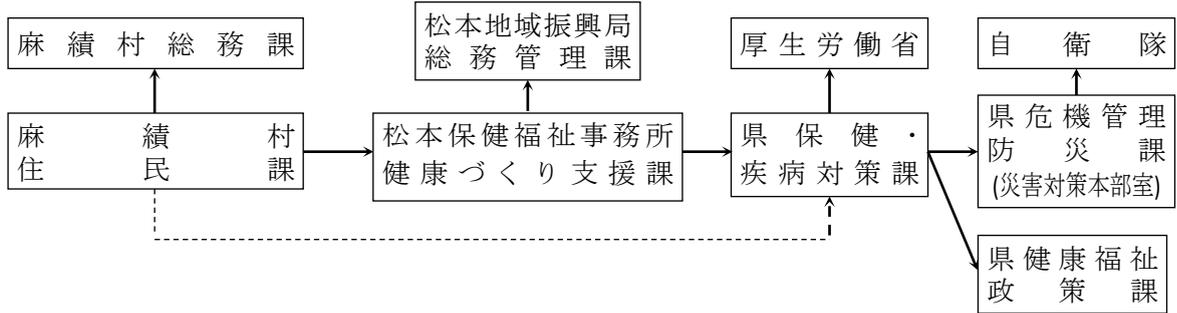
(8) 水道施設被害状況報告 (様式第9号)



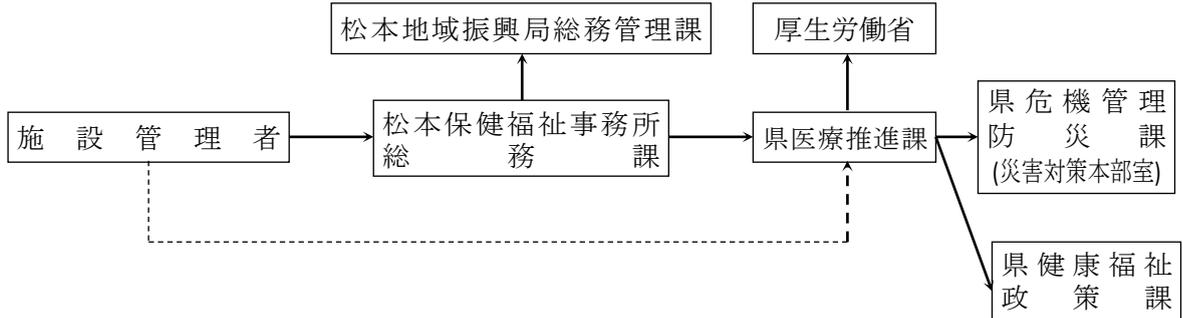
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 (様式第10号)



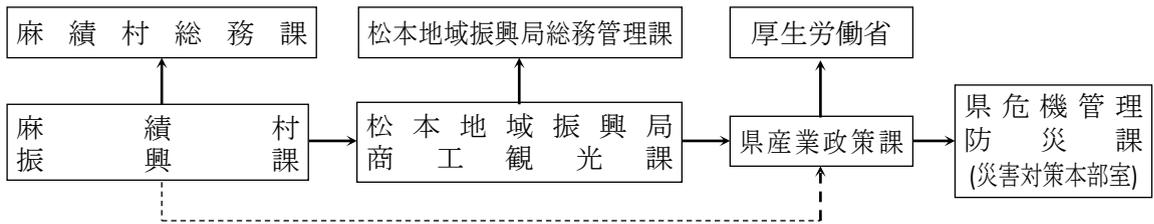
(10) 感染症関係報告 (様式第11号)



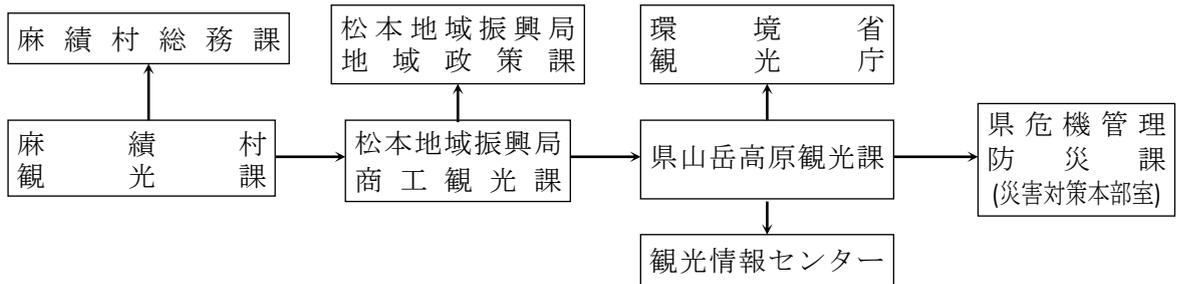
(11) 医療施設関係被害状況報告 (様式第12号)



(12) 商工関係被害状況報告 (様式第13号)

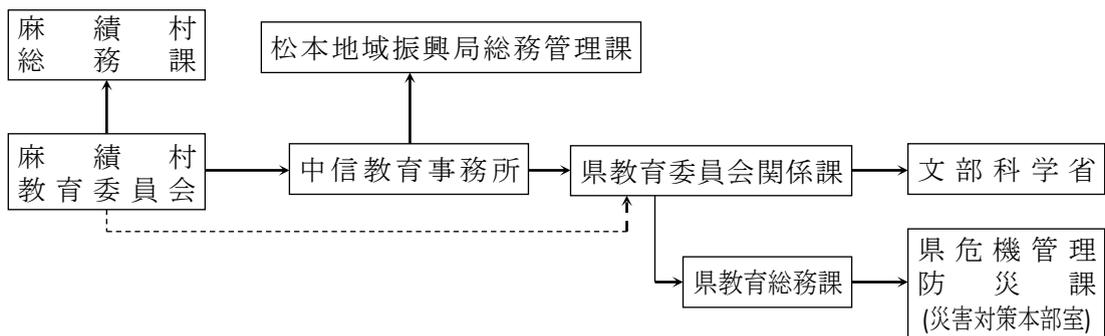


(13) 観光施設被害状況報告 (様式第14号)

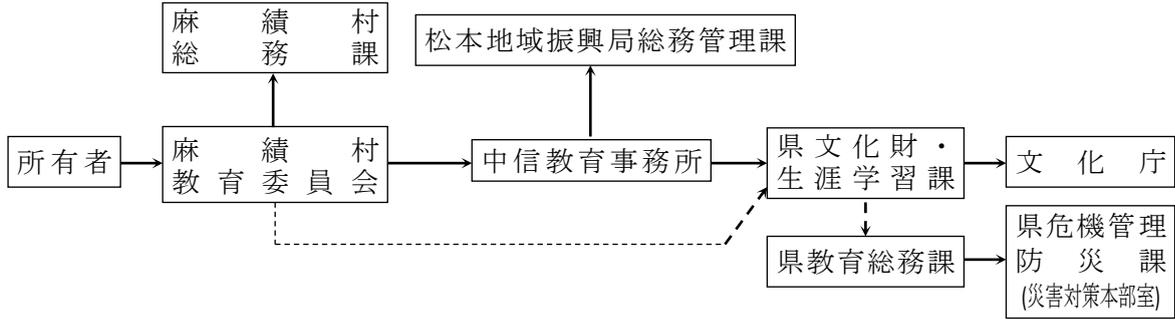


(14) 教育関係被害状況報告 (様式第15号)

ア 村施設



イ 文化財

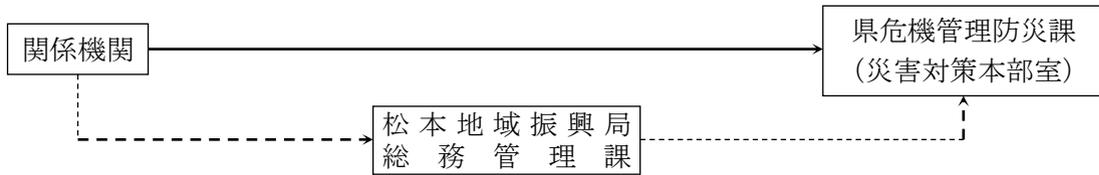


(15) 村有財産 (様式第17号)

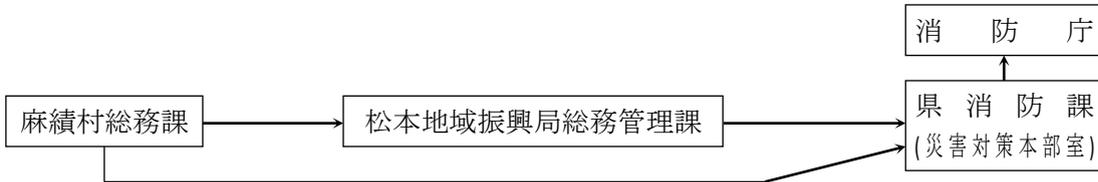


※ 他の報告系統に含まれない施設についてのみ挙げること。

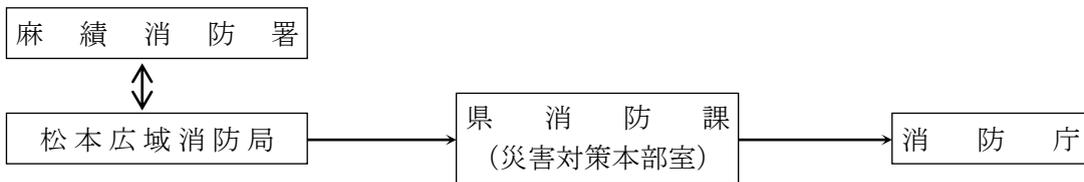
(16) 公益事業関係被害 (様式第18号)



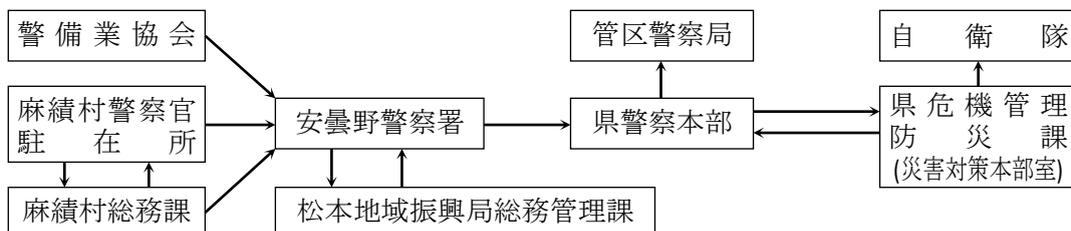
(17) 火災即報 (様式第19号)



(18) 火災等即報 (危険物にかかる事故)

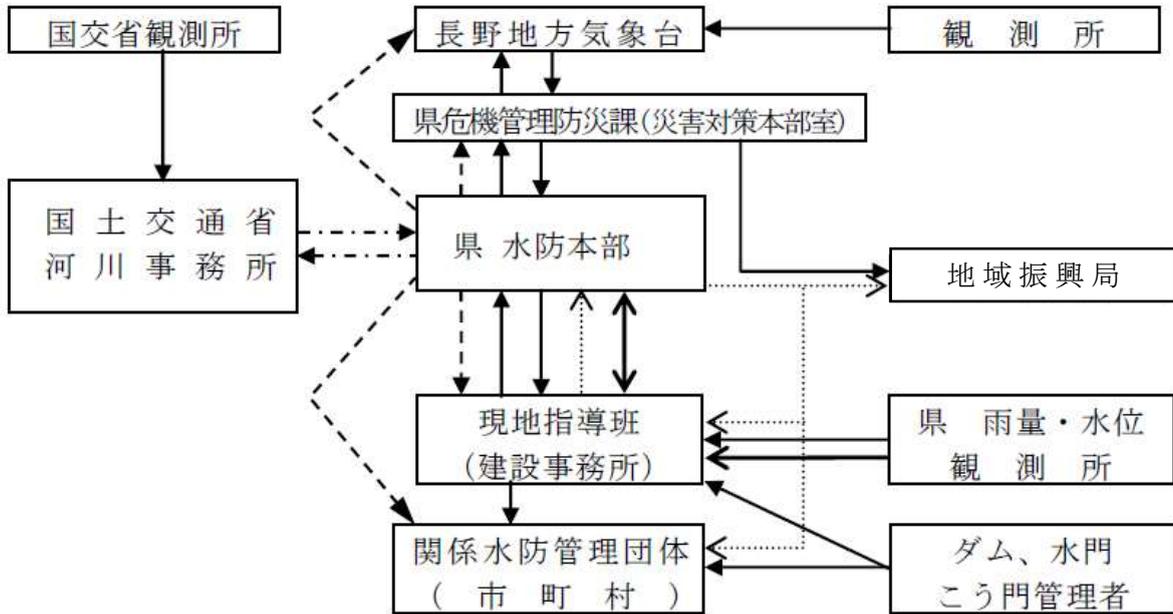


(19) 警察調査被害状況報告 (様式第20号)



(20) 水防情報

雨量・水位の通報



- はオンライン配信又はNTTファクシミリ等による伝達を示す。
- .....→ はファクシミリによる伝達を示す。
- は長野県水防情報システムを示す。
- .-.-.-→ 統一河川情報システムを示す。
- .....→ は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

## 第4節 広域相互応援活動

総務部 消防部

災害発生時において、その規模及び被害状況等から麻績村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、村は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、村が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。

また、他市町村が被災し、村が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

### 1 応援要請

#### (1) 村長が行う応援要請（消防以外に関する応援要請）

##### ア 他市町村に対する応援要請

村長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的であるなど、必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料3-2参照）に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。

(ア) 応援を求める理由及び災害の状況

(イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

(ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

(エ) その他必要な事項

##### イ その他の相互応援協定による応援要請等

本編第1章第5節「広域相互応援計画」に掲げた協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。

##### ウ 県に対する応援要請等

村長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

##### エ 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

#### (2) 消防に関する応援要請

##### ア 県内市町村に対する応援要請

村長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、

県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であるなど、必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定書」（資料3-1参照）に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

#### イ 他都道府県への応援要請

村長は、この「長野県消防相互応援協定書」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

##### (ア) 緊急消防援助隊

(イ) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

(ウ) その他、他都道府県からの消防の応援

## 2 応援体制の整備

### (1) 情報収集及び応援体制の整備

村（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

### (2) 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

### (3) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

### (4) 自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

### (5) 長野県合同災害支援チームが実施する対策

ア 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行うものとする。

イ 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」に基づき支援を行うものとする。

ウ 主な支援内容は以下のとおり。

(ア) 被災県等への職員派遣及び物資の提供

(イ) 被災者の受入及び施設の提供

a 県内医療機関での傷病者の受入

b 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

(ウ) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

### 3 受援体制の整備

他の地方公共団体等に応援要請をする場合は、災害の状況、道路交通状況、配置場所、連絡責任者、ヘリポート等応援活動上必要な情報を連絡し、応援手段について協議する。

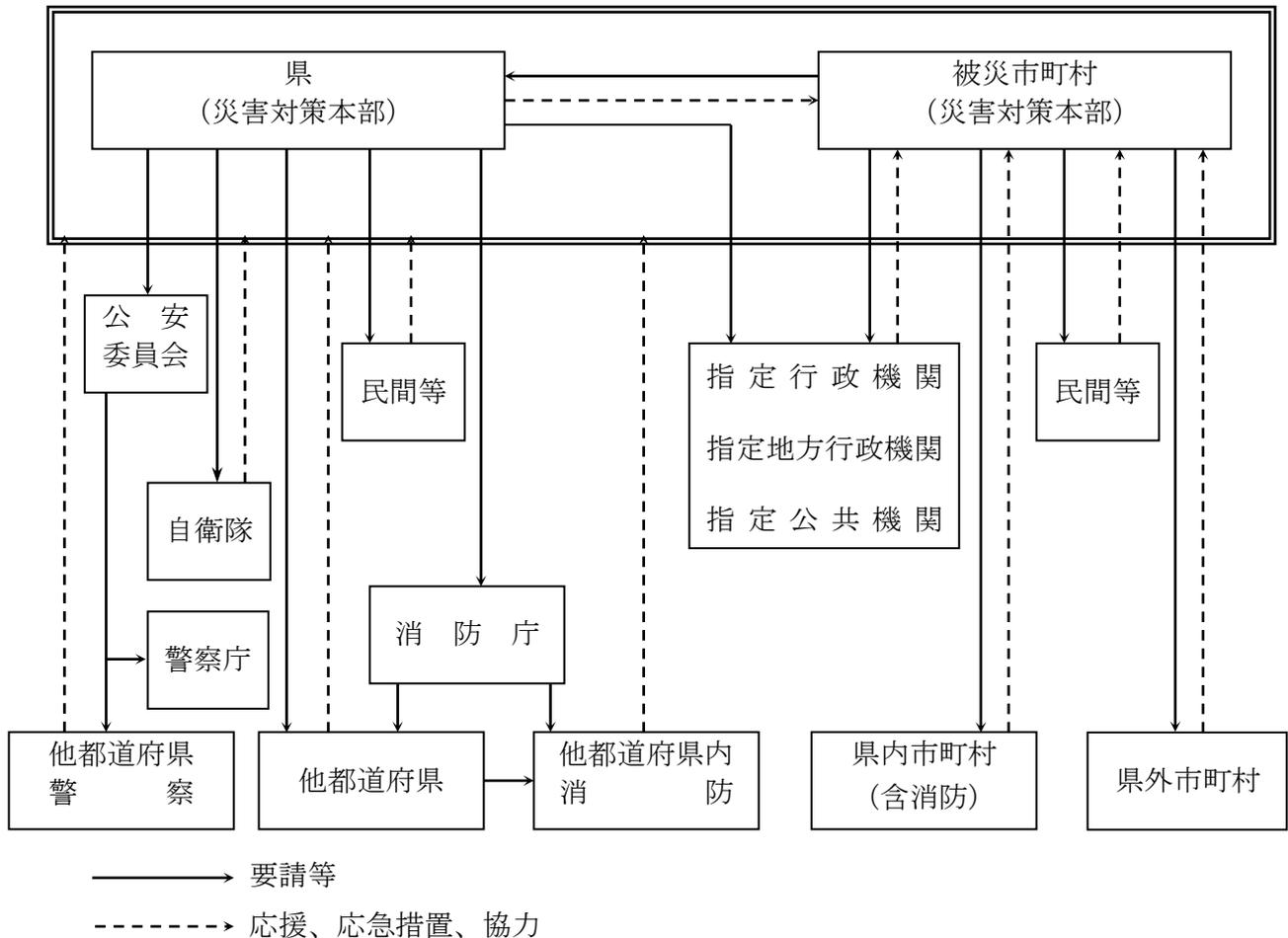
また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

### 4 経費の負担

(1) 国から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

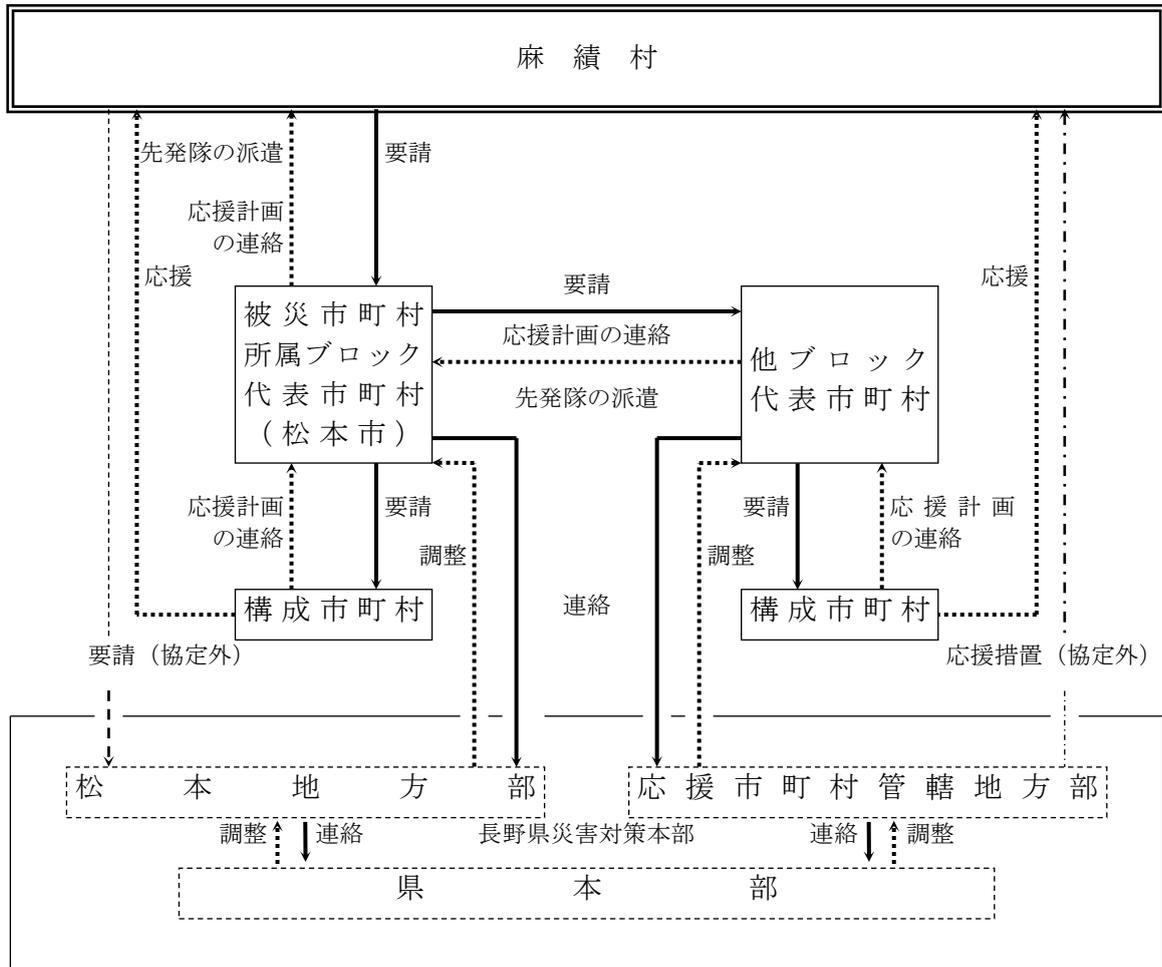
(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

広域相互応援体制図



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



凡	↓ 要請に係る系統 (応援協定)	↓ 要請に係る系統 (協定外)
例	↑ 応援に係る系統 (応援協定)	↑ 応援に係る系統 (協定外)

## 第5節 ヘリコプターの運用計画

総務部

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、村は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

### 1 出動手続の実施

(1) 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

ヘリコプター選定基準

名称	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412EP	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコ プター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタ AW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリ コプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ	各種	6				

(2) ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。

- ア 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
- イ 活動に必要な資機材等
- ウ ヘリポート及び給油体制
- エ 要請者、連絡責任者及び連絡方法
- オ 資機材等の準備状況
- カ 気象状況
- キ ヘリコプターの誘導方法
- ク 他のヘリコプターの活動状況
- ケ その他必要な事項

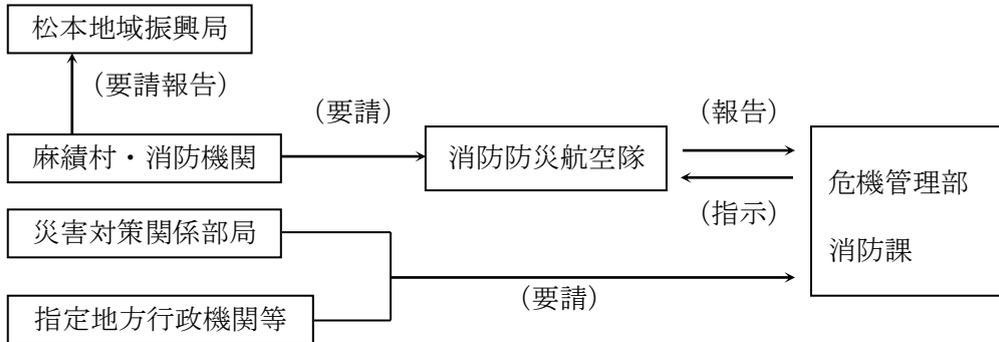
(3) 自衛隊の派遣要請手続については、本章第6節「自衛隊災害派遣活動」による。

(4)ヘリコプター要請手続要領

前記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続は次のとおりである。

ア 消防防災ヘリコプター

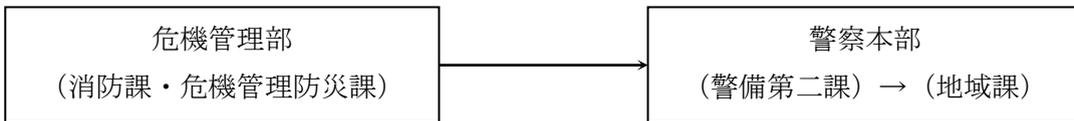
災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



\*連絡用無線 消防県内共通波 152.81MHz  
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1」

イ 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

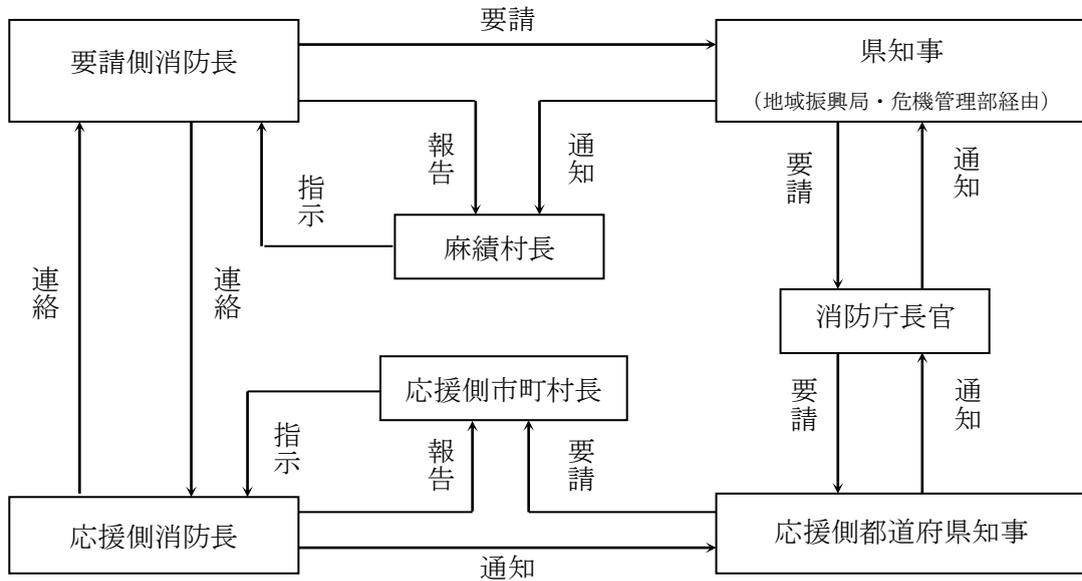


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。



ウ 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



(参考) 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等にかかる基本的な事項に関する計画」に基づく応援ヘリコプター

(ア)大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は次のとおり。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
埼玉県	富山県	静岡市	浜松市	名古屋市

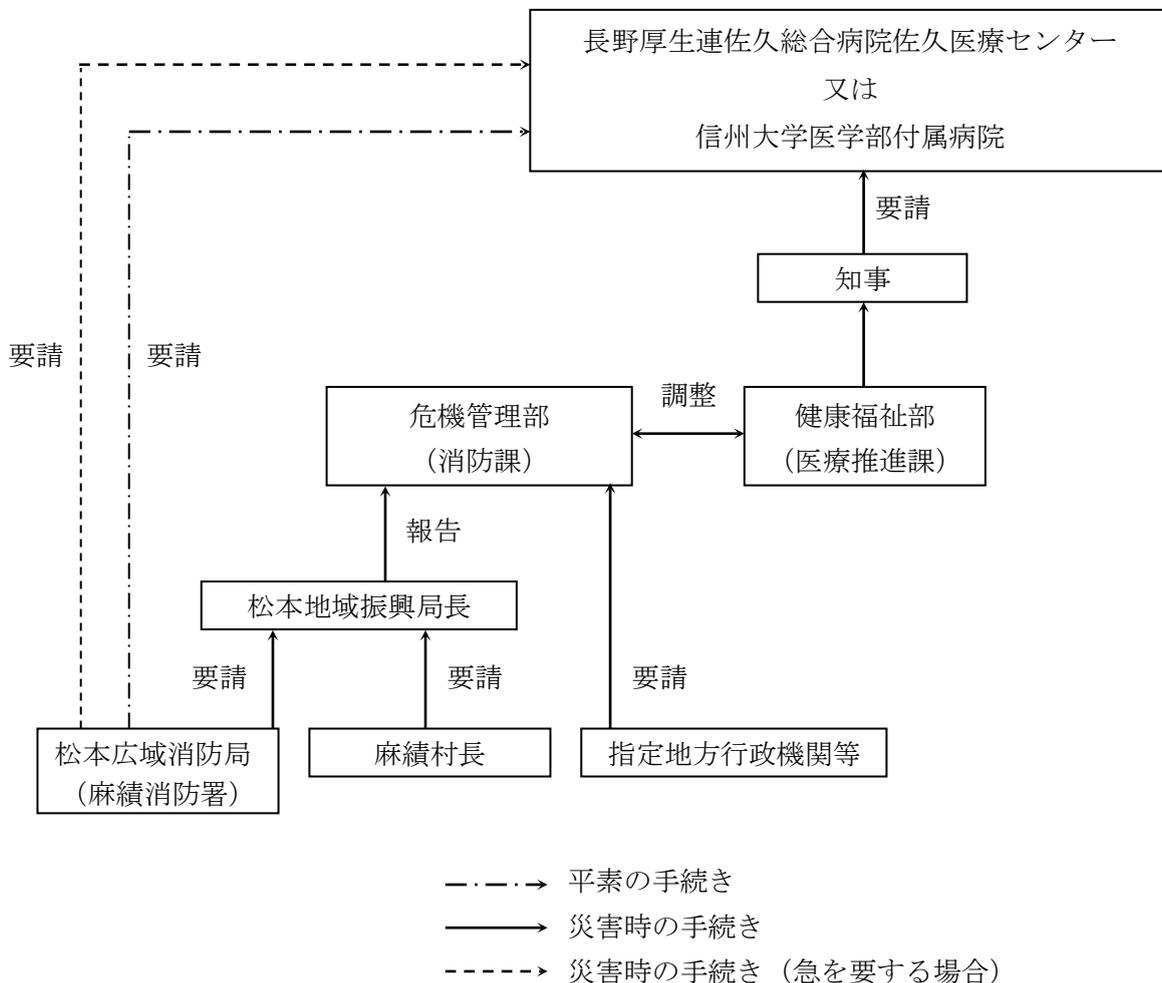
(イ)第1出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は次のとおり。

栃木県	茨城県	京都府	千葉市	横浜市	川崎市
福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市



オ ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



2 受入体制の整備

- (1) 県と連携して適切なヘリポート（資料8-2参照）を選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- (2) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- (3) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡に当たる。

## 第6節 自衛隊災害派遣活動

総務部

大規模な災害が発生したときには、村及び県並びに関係機関だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

### 1 派遣要請

#### (1) 派遣要請の範囲

村長が知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

##### ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

##### イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

##### ウ 遭難者等の搜索、救助

死者、行方不明者、負傷者の搜索、救助。ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。

##### エ 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

##### オ 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

##### カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等。ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合に限る。

##### キ 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は、村が準備）

##### ク 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援

##### ケ 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送。ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。

##### コ 炊飯及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

## サ 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。

## シ 交通規制の支援

自衛隊車両の交通がふくそうする地点における自衛隊車両を対象とする。

## ス 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

## セ 予防派遣

風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合

## (2) 派遣要請手続・系統

ア 村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって松本地域振興局長若しくは安曇野警察署長を通じ知事に派遣を求める。

イ 村長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに松本地域振興局を通じ文書による要請処理をする。

ウ 村長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

## (3) 派遣要請事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間、人員

ウ 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項

オ ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本村のヘリポート（資料8-2参照）

## 〔自衛隊〕

## (1) 派遣要請の受理

知事からの派遣要請は次により受理する。

ア 平常の勤務時間中における場合  
第13普通科連隊長「気付先第3科長」

イ 平常の勤務時間外における場合  
第13普通科連隊長「気付先松本駐屯地当直司令」

## (2) 派遣要請受理後の措置

ア 第13普通科連隊長は、派遣要請の内容及び自ら収集した情報に基づき、部隊の派遣を判断し、実施する。

イ 第13普通科連隊長は、災害派遣を命じた場合には、速やかに知事に対し、派遣部隊の指揮官の官職、氏名及び必要な事項を通知する。

## (3) 知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置

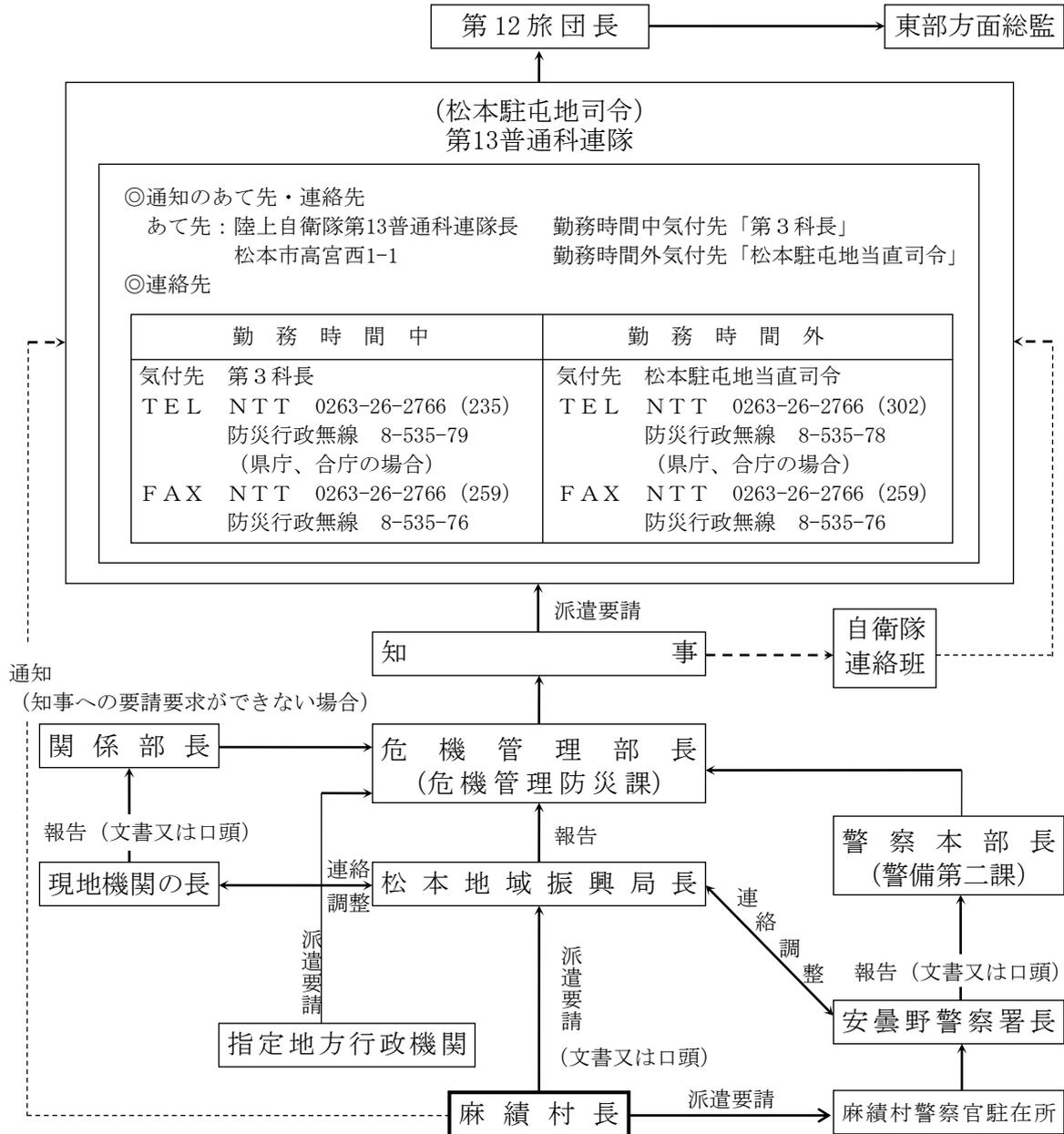
## ア 派遣を行う場合（例）

- (ア) 災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊等）により、自衛隊又は他部隊のみならず、関係機関への情報提供を目的として情報収集を行う場合
- (イ) 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が県知事と連絡が不能である場合に、村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (ウ) 災害に際し、通信の途絶により、県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められた場合
- (エ) 運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が察知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- (オ) 部隊等が防衛省の施設外において、人命にかかる災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合
- (カ) その他特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合

## イ 知事への連絡等

アの場合においても、できる限り知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。また、アによる派遣後に知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

派遣要請の手続系統（通知・連絡先）



## 2 派遣部隊の活動

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長

(1) 村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

(2) 村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。

(3) 村は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

### 〔自衛隊〕

(1) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。

(2) 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する（予防派遣）。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、村長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令

イ 他人の土地等の一時使用等

ウ 現場の被災工作物等の除去等

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。

## 3 派遣部隊の撤収

村長は、部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

### 〔自衛隊〕

(1) 第13普通科連隊長は、知事から撤収の要請を受けた場合、又は災害派遣の必要がなくなると認める場合は部隊を撤収する。ただし、災害が大規模である場合については、知事からの撤収要請があった場合を除き、命により撤収する。

(2) 部隊を撤収する場合にあっては、村長、警察、消防機関、その他公共機関と綿密に調整するとともに、知事にその旨通知する。

## 4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊の装備にかかるものを除く。)
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた(自衛隊の装備にかかるものを除く。) 損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

## 第7節 救助・救急・医療活動

総務部 住民部 消防部

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

### 1 救助・救急活動

- (1) 松本広域消防局（麻績消防署経由）、安曇野警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図る。
- (2) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

#### 〔住民及び自主防災組織〕

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努める。

### 2 医療活動

- (1) 3市5村医療連携指針に基づき松本広域災害医療コーディネートチームとの連絡調整協議を行いながら、ペア病院より派遣される医療班と村内医療機関等の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、現地に派遣されるDMATと協力し、災害時においては次の医療救護活動等を行う。

- ア 負傷の程度の判定
- イ 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- ウ 救急処置の実施
- エ 救急活動の記録
- オ 遺体の検案
- カ その他必要な事項

また、必要に応じて、県、隣接市村、塩筑医師会等に協力を要請する。

- (2) 麻績村筑北村学校組合立筑北中学校に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制を松本広域災害医療コーディネートチームとの連絡を密にとりながら確保し、比較的軽症の被災者の避難施設への輸送体制を整備する。
- (3) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼動状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

- (4) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院及びペア病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。
- (5) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関及び松本広域災害医療コーディネートチームに対し、供給の要請を行う。

## 第8節 消防活動

総務部 消防部

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、さらに、松本広域消防局と協力し迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 1 消火活動関係

#### (1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、松本広域消防局（麻績消防署経由）と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

#### (2) 情報収集

火災発生状況、人的被害状況、県警・道路管理者と連携した道路状況等の災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行う。

#### (3) 応援要請等

ア 村長は、松本広域消防局（麻績消防署経由）と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定書」（資料3-1参照）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。

イ 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

ウ 村長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊災害派遣活動」により派遣要請を求める。

### 2 救助・救急活動関係

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されることから、住民等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

#### 〔住 民〕

##### (1) 出火防止、初期消火活動等

住民は災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具は直ちに使用を中止し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(2)救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関に協力する。

特に、交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努める。

## 第9節 水防活動

総務部 振興部 消防部

風水害時は、河川の増水等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、村は、消防団等を出動させ、必要に応じて近隣市町村等の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防対策を実施し、被害の軽減を図る。

### 1 消防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法（昭和24年法律第193号）第16条の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、活動するものとする。

### 2 重要水防区域

水害の発生が特に予想される区域は資料2-7のとおりである。

### 3 監視・警戒活動

村は、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

### 4 通報・連絡

監視・警戒活動によって、異常箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

### 5 水防活動の実施

村長は、決壊箇所及び危険箇所に対して、できる限りはん濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じて民間業者等の協力を得る。

### 6 水防資機材の調達

(1) 水防活動中、資機材に不足を生じた場合はあらかじめ定めた資機材業者及び水防倉庫（資料6-1・6-2参照）等から調達する。

(2) 村長は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、県の所管する資機材を借用する。

### 7 応援による水防活動の実施

(1) 村長は、松本広域消防局（麻績消防署経由）と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定書」（資料3-1参照）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求めめる。

(2) 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

- (3) 村長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊災害派遣活動」により派遣を求める。
- (4) 村長は、他の地方公共団体の応援を申請するときは、必要とする応援内容、資機材、人員、配置場所及び連絡調整担当者、指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。また、待機場所の確保、食料の供給等の後方支援についても、必要に応じて応援側地方公共団体の到着までに整える。
- (5) 村長は、他の水防管理者から、水防のための応援を求められたときは、できる限りその求めに応ずるものとし、速やかに応援体制をとるものとする。その際、応援職員等は、必要に応じ、被災地到着後72時間は自給自足できる体制をとる。

**8 水防信号**

水防信号は、水防法施行細則（昭和26年5月17日規則第42号）の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	説明
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

信号	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止○休止○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○-休止-○-休止

- ・ 信号は、適宜の時間継続する。
- ・ 必要がある場合は、警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
- ・ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

**〔ダム・水門等の管理者〕**

水門等の管理者は、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。

特に、施設からの放流の操作に当たっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報する。

**(1) 洪水警戒時における措置**

管理する施設への最大流入量等を予測し、予備放流等の必要な措置を行う。

(2)洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水を調節するなど、的確な操作を行う。

(3)緊急時の措置

施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。

## 第10節 要配慮者に対する応急活動

全部署

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

### 1 避難収容活動

村は、県及び関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

#### (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

#### (2) 避難行動要支援者の状況把握及び避難誘導

災害が発生した際は、関係者にあらかじめ提供した避難行動要支援者名簿を活用し避難支援等関係者の協力等により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、避難誘導する際には、避難行動要支援者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車いす等を活用する。

また、避難行動要支援者以外の要配慮者及び社会福祉施設や医療機関等の利用者に関しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。

#### (3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

##### ア 避難所・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

##### イ 避難所における物資の確保及び提供

車いす等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

## ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

## エ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、FAX、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

## オ 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難施設への巡回による支援などを行う。

## (4)在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

## ア 在宅者の訪問の実施

村は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

## イ 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

## ウ 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

## エ 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

## (5)応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

## 〔関係機関〕

## ア 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、村からあらかじめ提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお発災時において、村からあらかじめ提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。

イ 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

ウ 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

**2 広域相互応援体制等の確立**

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。このため村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

## 第11節 緊急輸送活動

総務部 振興部

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機を活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人命救助</li> <li>・ 消防等災害拡大防止</li> <li>・ ライフライン復旧</li> <li>・ 交通規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第1段階の続行)</li> <li>・ 食料、水等の輸送</li> <li>・ 被災者の救出・搬送</li> <li>・ 応急処置・復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第1・2段階の続行)</li> <li>・ 災害復旧</li> <li>・ 生活必需物資輸送</li> </ul>

### 1 緊急交通路確保のための交通規制

村の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を安曇野警察署長に通知する。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

#### (1) 実施区分

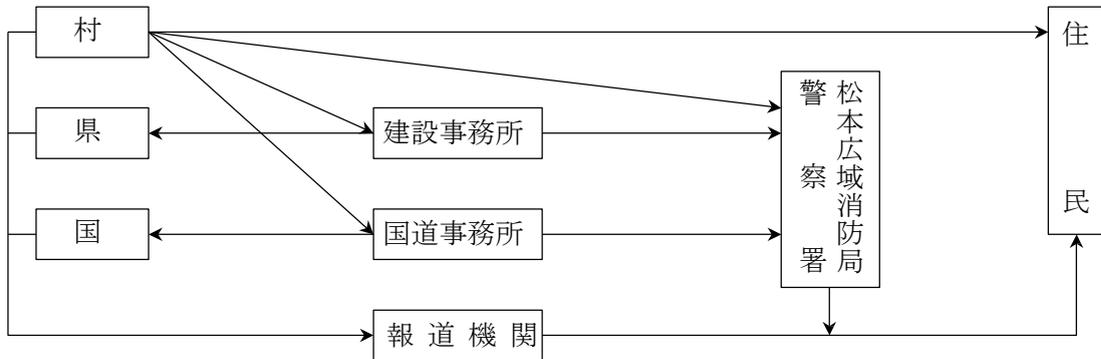
区	分	事	項
道路管理者	国道：国土交通大臣 県管理国道、県道：知事 村道：村長	1 道路の破損、全壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	
警察	公安委員会 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を緊急輸送する必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、災害の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	

## (2) 規制標識

- ア 規制標識は道路法第45条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第5条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。
- イ 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他回路等を明示する。

## (3) 規制の報告

- ア 規制時における通報系統は次のとおりとする。



- イ 報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他回路の有無等とする。

## 2 緊急交通路確保のための応急復旧

- (1) 応急復旧に当たっては、松本建設事務所、長野国道事務所松本国道出張所等の関係機関と連絡協議し、優先順位を設定してできる限り早期の緊急交通路確保を行う。
- (2) 緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難施設までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- (3) 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

## 3 輸送手段の確保

## (1) 輸送車両の確保

村は、効率的な輸送体制を確保するために、災害対策本部各部との連絡・調整を行い、村有車両の活用を最大限図るとともに、運転手を確保する。

## (2) 応援要請

- ア 村は、車両が不足する場合又は災害の状況によりヘリコプターによる輸送が必要な場合は、直ちに県に対して応援を要請する。また、必要に応じて村内の輸送業者等に要請して、車両及び人員を確保する。
- イ 要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

## (3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行い、標章（別記様式）及び確認証明書の交付は、地域振興局や警察署、検問所等において行う。

## ア 事前届出済証の交付を受けてある車両の取扱い

災害発生後に緊急交通路が指定された際、地域振興局や警察署、検問所等において事前届出済証を提示し、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

## イ 事前届出済証の交付を受けていない車両の取扱い

緊急通行車両の確認を地域振興局又は警察署において申請し、確認審査後、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(別記様式)



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 4 輸送拠点の確保・運営

- (1) 輸送拠点は、緊急輸送が円滑に行われるため、陸上及びヘリコプターによる輸送可能な拠点が指定される。その輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である市町村が当たることが原則とし、運営に当たっては、村は県と密接に連携する。
- (2) 村は、各避難施設での必要物資につき、物資輸送拠点(資料8-2参照)と連携を密にする。なお、ヘリポートは、資料8-2のとおりである。

## 第12節 障害物の処理活動

振興部

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保する。

### 1 障害物の除去処理

村は、倒壊した建物や電柱、街路樹等の障害物を速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

#### (1) 優先順位

緊急輸送道路を優先して行う。また、危険なもの、通行上支障のあるもの等から先に収集・運搬する。

(2) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

#### (3) 応援協力体制

ア 村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

イ 村単独での実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

#### (4) 放置車両等の移動等

ア 村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

イ 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

### 2 除去障害物の集積、処分方法

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

#### (1) 集積場所の確保

ア 障害物の一時集積場所を確保し、損壊した建物の残骸等持ち運びの困難なものを運搬し、集積する。その際、再び人命、財産に被害を与えるなど、事後の支障が起こらないよう配慮して行う。

イ 除去した障害物の保管場所は、盗難等の危険のない場所を選定し、保管を始めた日から14日間、その工作名等を公示するものとする。

#### (2) 障害物の処理

ア がれきの粉碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。また、アスベスト等の有害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等の規定に基づき、適正な処理を進める。

イ 障害物の処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 応援協力体制

- ア 村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- イ 村単独での実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

**3 労働力等の確保**

障害物の除去、集積及び処分については、村内指名参加業者等に対し、労働力及び資機材の供給について協力を要請する。

## 第13節 避難収容及び情報提供活動

全部署

風水害発生時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民や滞在者等の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難にかかる的確な避難収容対策を実施する。

その際、高齢者、障害者等の要配慮者についても十分考慮する。

特に、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域内に所在している要配慮者利用施設に対する避難準備・高齢者等避難開始の提供や、避難勧告、避難指示(緊急)、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。

### 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民等に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を行う。

#### (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の実施機関、根拠等

ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を行った場合は、速やかにその内容を住民等に周知する。その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどがだれにでも理解できる内容で伝えることを心がける。

実施事項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
避難準備・ 高齢者等避難開始	災害対策本部長 ( 村 長 )		災 害 全 般
避難勧告	災害対策本部長 ( 村 長 )	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
避難指示(緊急)	災害対策本部長 ( 村 長 )	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
	水 防 管 理 者 ( 村 長 )	水防法第29条	洪 水
	知事又はその命 を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警 察 官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災 害 全 般
	自 衛 官	自衛隊法第94条	災 害 全 般
避難施設の 開設収容	災害対策本部長 ( 村 長 )		

土砂災害にかかる避難勧告等の発令基準

発令の区分	条 件	対象となる箇所
避難準備・ 高齢者等避難開始	・大雨警報(※1)が発表され、近隣でわき水や地下水が濁り始めた、量が変化した等の前兆現象が確認された場合	・土砂災害特別警戒区域箇所 土石流・・・38 溪流 急傾斜地・・・43 箇所
	・土砂災害警戒情報(※2)、記録的短時間大雨情報(※3)が発表された場合	・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域箇所 土石流・・・48 溪流 急傾斜地・・・43 箇所
避難勧告	・近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)が確認された場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が予想される場合	・条件を満たした格子領域及びその周辺の土砂災害警戒区域 ・人家のある土砂災害警戒区域及び特別警戒区域箇所 土石流・・・48 溪流 急傾斜地・・・43 箇所
避難指示(緊急)	・近隣で土砂災害が発生した場合 ・近隣で土砂移動現象、地鳴り・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の前兆現象が確認された場合 ・長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪等の特別警報(※4)の発表に関する情報の事前提供を受けた場合	

※1 大雨警報

○大雨警報・注意報の発表基準(長野地方気象台)

区 分	大雨警報	大雨注意報
村内全域	土壌雨量指数：104	土壌雨量指数：83

※2 土砂災害警戒情報・・・土砂災害警戒情報とは、大雨注意報、大雨警報に続いて、長野県と長野地方気象台が共同により、降雨量と土壌雨量指数から判断し、スネークライン図において、2時間以内の雨量状況曲線が土砂災害発生危険基準線を越え、土砂災害のおそれがあるときに発表される。

※3 記録的短時間大雨情報・・・記録的短時間大雨情報とは、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。その基準は、1時間雨量歴代1位又は2位の記録を参考に、おおむね府県予報区ごとに決まっている。

## ※4 特別警報

○特別警報等の発表基準（長野地方気象台）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨による数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雨量となる大雪が予想される場合

## 洪水にかかる避難勧告等の発令基準（麻績川）

発令の区分	条件	対象となる箇所
避難準備・ 高齢者等避難開始	・洪水警報が発表され、今後も水位上昇が予想される場合	・人家のある浸水想定区域箇所 宮古橋北側周辺（宮本） 河原橋北側周辺（明治町） 矢倉橋周辺（矢倉） 藤瀬橋周辺（下田）
避難勧告	・洪水警報が発表され、なお河川水位が上昇し、堤防決壊の前兆現象が確認された場合	
避難指示（緊急）	・堤防決壊の前兆現象が確認された場合、又は決壊した場合	

イ 知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における災害対策本部長（村長）の事務を、災害対策本部長（村長）に代わって行う。

ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難勧告又は避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

## (2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味

## ア 避難準備・高齢者等避難開始

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

## イ 避難勧告

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

## ウ 避難指示(緊急)

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

## (3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)及び報告、通知等

## ア 村長及び消防機関の長の行う措置

## (ア) 避難勧告、避難指示(緊急)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難先又は避難施設を示し、早期に避難勧告、避難指示(緊急)を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。

災害の危険性が高まり、避難勧告又は避難指示(緊急)の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

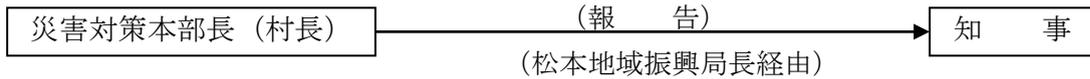
- a 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報、特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を越えている地域）
- d 県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- e 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- f 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- g 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- h 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- i 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域
- j 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- k 避難路の断たれる危険のある地域
- l 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

m 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

(イ) 避難準備・高齢者等避難開始

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、前記(ア)の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

(ウ) 報告（災害対策基本法第60条）



※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(ア) 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。

(イ) 通知（水防法第29条）



ウ 知事又はその命を受けた職員が行う措置

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(イ) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。



エ 警察官の行う措置

(ア) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、安曇野警察署において調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

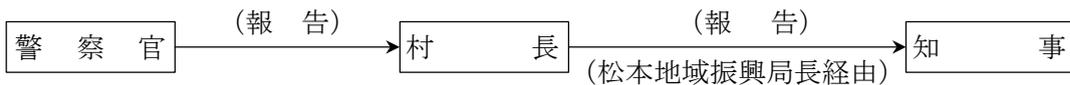
さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難の指示・誘導に努めること。
- b 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

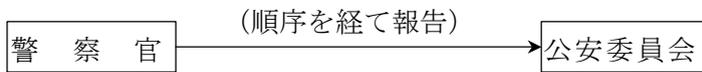
- c 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。この避難の指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- d 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難のための勧告、指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難施設、避難経路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 警察署に一次的に受入れた避難住民については、村等の避難施設の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

- a 上記(ア) cによる場合 (災害対策基本法第61条)



- b 上記(ア) dによる場合 (警察官職務執行法第4条)

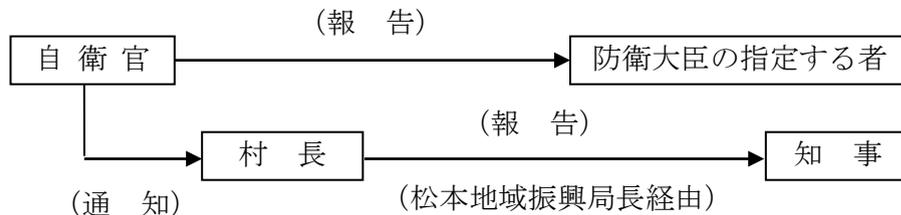


オ 自衛官の行う措置

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り「エ(ア)警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告 (自衛隊法第94条)



(4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の時期

前記(3)ア(ア) a～kに該当する地域に災害が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

## (5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の内容

避難勧告、避難指示(緊急)を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域及び対象者
- オ 避難施設
- カ 避難の時期・時間
- キ 避難すべき理由
- ク 住民のとるべき行動や注意事項
- ケ 避難経路又は通行できない経路
- コ 危険の度合い

## (6) 住民等への周知

- ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を行った場合は、速やかにその内容を村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は直接住民等に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。特に、要配慮者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。
- イ 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。
- ウ 避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民等に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- エ 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- オ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線、広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

## (7) 要配慮者の状況把握

村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

## (8) 村有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難にかかる的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 実施者

- ア 村長、村職員（災害対策基本法第63条）
- イ 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項：村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

### (2) 警戒区域設定の内容

警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示(緊急)と異なる点は、次の3点である。

- ア 避難指示(緊急)が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- イ 警戒区域の設定は、避難指示(緊急)より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- ウ 避難指示(緊急)については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、避難勧告又は避難指示(緊急)と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

(4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

## 3 避難誘導活動

### (1) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等、特に避難行動要支援者を優先する。

### (2) 誘導の方法

- ア 誘導員は、避難施設、避難経路及び方向を的確に指示する。
- イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- エ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、村は松本地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出勤を求める等適切な処置を行う。村は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

### (3) 避難時の携帯品

避難誘導をする者（各地区ごとの避難誘導については、当該地区の区長を誘導責任者とし、警察官及び当該地区の消防団員を誘導員とする。その他の場合は、村職員等が状況に応じて対応する。）は、避難立退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

## 〔住 民〕

### (1) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員（区長、警察官、消防団員及び村職員等）の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。

### (2) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(1)同様、出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

### (3) 非常持出し品

非常持出し品は、食料（3日分程度）、医薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、ロープ（1mぐらい）、マッチ、ビニール袋、雨具等を家族構成にあわせて用意し、リュックなどにひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておくものとする。

## 4 避難施設の開設・運営

(1) 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、避難施設を開設する（資料8-1参照）。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難施設として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

(2) 要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル等を避難施設として借上げる等、多様な避難施設の確保に努める。

- (3) 避難施設を開設したときは、村長はその旨を公示し、避難施設に収容すべき者を誘導し保護する。
- (4) 避難施設における情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。
- ア 避難者
  - イ 住民
  - ウ 自主防災組織
  - エ 他の地方公共団体
  - オ ボランティア
- (5) 避難施設の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (6) 避難者にかかる情報の早期把握及び避難施設で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。
- (7) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (8) 避難施設における生活環境に注意をはらい、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難施設の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。さらに、必要に応じ、避難施設における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (9) 避難施設の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難施設における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難施設の運営に努める。
- (10) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促す。
- (11) 避難施設への収容及び避難施設の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障害者用携帯便器等の供給等の整備を行う。
  - イ 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - ウ 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難施設を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
    - (ア) 介護職員等の派遣
    - (イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - (ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ

エ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

オ 文字放送テレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

(12) 避難施設の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

(13) 避難施設のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難施設等を設置・維持することの適否を検討する。

(14) やむを得ず避難施設に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(15) 家庭動物との同行避難について適切な体制整備に努める。

(16) 村教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。

ア 学校等が地域の避難施設となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難施設として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、避難施設の運営について、必要に応じ、村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

ウ 児童生徒の在校時に災害が発生し、地域の避難施設となった場合、学校長等は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒の避難施設を明確に区分する。

#### 〔関係機関〕

(1) 避難施設の運営について、必要に応じ村長に協力する。

(2) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。

#### 〔住 民〕

避難施設の管理運営については、村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

### 5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 村は、被害が甚大で村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。

(2) 村は、被災者が村外に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。

(3) 前号の場合にあつては、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

(4) 村が避難者を受入れる場合は、避難施設を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。

(5)村は、村外に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることができるよう努める。

## 6 住宅の確保

(1)利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

(2)必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

(3)災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

イ 応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供する。

ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(4)利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

(5)被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

(6)応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## 7 被災者等への的確な情報提供

(1)被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等被災者等に役立ち正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2)被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難施設にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3)要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(4)被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

## 第14節 孤立地域対策活動

総務部 住民部 振興部 観光部

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

村は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、次の優先順位をもって当たる。

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な対応が図られるよう松本広域消防局と連携をとる体制の確保
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

### 1 孤立実態の把握対策

- (1) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- (2) 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

孤立予想地域

地区	世帯数	人数
北山	12	22
野間	1	1
計	13	23

### 2 救助・救出対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣について検討する。
- (4) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難施設の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

### 3 通信手段の確保

職員の派遣、村防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

#### 〔住民〕

村道、農道、林道等の使用可能な回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努める。

#### 4 食料品等の生活必需物資の搬送

##### (1) 陸上輸送手段の確保

ア 孤立地域への食料品をはじめとした生活必需物資の輸送のため、う回路や不通箇所での中継による輸送等、陸上輸送手段の確保を行う。

イ 孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路の応急復旧を実施する。

##### (2) ヘリコプターの要請

村長は、陸上輸送手段確保が困難と認めたときは、県に対してヘリコプターによる空輸を要請する。

#### 〔住 民〕

孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

#### 5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

## 第15節 食料品等の調達供給活動

総務部 住民部 観光部

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達・供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 1 食料品等の調達

#### (1) 自力での調達

村の備蓄物資により、調達する。

#### (2) 応援要請

災害により、備蓄倉庫が被災し食料が供給できない場合及び村のみの対応では食料が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料3-2参照）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 松本地域振興局長経由での県に対する要請

#### 〔長野農政事務所〕

(1) 応急用米穀（炊き出し等給食に必要な米穀）の供給を行う。

ア 米穀販売事業者の手持ち数量を把握する。

イ 知事の要請に基づく応急売却

米穀販売事業者に対し、手持ち精米を知事等に売却するように要請する。

政府米を知事へ応急売却する。

(2) 災害対策用乾パンを供給する。

ア 長野農政事務所から最寄りの乾パン備蓄農政事務所に緊急輸送の要請を行う。

イ 到着した乾パンを知事に売却する。

ウ 不足の場合は自衛隊に乾パンの管理換えを要請する。

「災害時等における乾パンの取扱要領」により供給できる旨の周知徹底

#### 〔米穀販売事業者〕

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

#### 〔卸売市場業者〕

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

## 2 食料品等の供給

### (1) 食料品等の供給方法

- ア 村は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず村の備蓄食料の供給を行う。
- イ 自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、近隣市町村及び県（松本地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。
- ウ 食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

### (2) 食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 家屋が全半壊（焼）、流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者
- ウ 災害地の応急対策作業に従事する者
- エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

### (3) 応急用米穀の供給の目安

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 300g

### (4) 炊き出し予定場所

- ア 避難所に収容された者に対しては、原則として避難所とする。
- イ その他の場合にあつては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

### (5) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所（資料8-2参照）に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所等に配分する。

### (6) 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、自治会等の協力を得て行う。

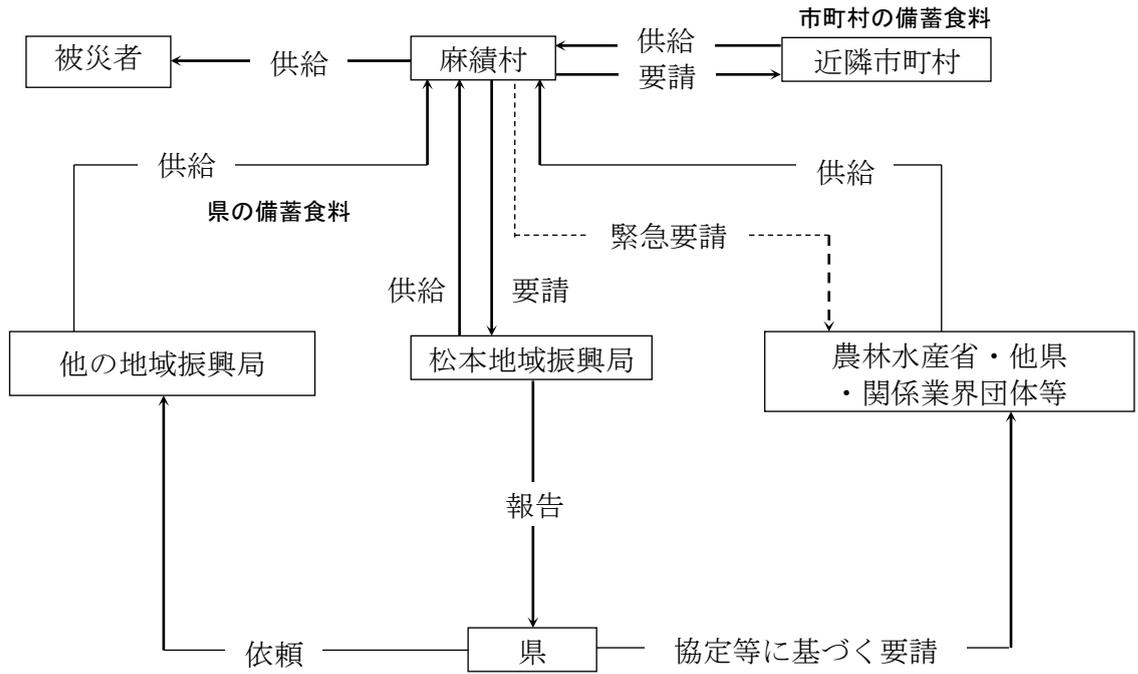
#### 〔日本赤十字社〕

村の災害対策本部並びに日赤地区・分区と連携を取り、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力する。

#### 〔住 民〕

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

食料の調達供給に関する図表



-----は、農林水産省等に対する緊急要請

**第16節 飲料水の調達供給活動**

振興部

飲料水の調達は、配水池の貯留水及び貯水池、稼動できる水源等より確保された水により行うこととし、村のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療機関等を中心に、村において給水タンク等により行い、被災の規模により村での給水活動が困難となる場合には、長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村が給水応援を行う。

**1 飲料水の調達**

- (1) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- (2) 河川、プール等にてろ水器を設置し、飲料水の確保を行う。
- (3) 村のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。

**〔住 民〕**

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

**2 飲料水の供給**

- (1) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- (2) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- (3) 給水用具の確保を行う。
- (4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水タンク、給水缶、パック詰め飲料水等により、一人1日3ℓ以上を供給する。
- (5) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- (6) 被災の状況により、村のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- (7) 復旧作業に当たり、村指定水道工事業者との調整を行う。
- (8) 住民に対し、村防災行政無線、広報車等により、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

## 第17節 生活必需品の調達供給活動

総務部 住民部 観光部

住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、村は、迅速に生活必需品を調達し、被災者に供給する。

### 1 生活必需品の調達

#### (1) 自力での調達

村の備蓄物資により、調達する。

#### (2) 応援要請

災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び村のみの対応では物資が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料3-2参照）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 松本地域振興局長経由での県に対する要請

### 2 生活必需品の供給

#### (1) 給付の基準

ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。

(ア) 住家が滅失したもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

イ その他村長が必要と認めるとき。

#### (2) 給付品目等

生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

#### (3) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所（資料8-2参照）に集積し、関係区及び日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て仕分けする。

イ 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に配慮する。

#### 〔日本赤十字社長野県支部〕

日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携をとり、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

**第18節 保健衛生、感染症予防活動**

住民部

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

**1 保健衛生活動**

- (1)被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告する。
- (2)被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。
- (3)避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建等の不安等により、被災者が精神的不調を引き起こすことが考えられるので、必要に応じて精神科医師等の専門職員を派遣する。
- (4)被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

**〔関係機関〕**

- (1)医師会等は、行政との連携の下に、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (2)看護協会等は、行政との連携の下に、被災世帯や避難施設の救護・健康相談を行うように努める。
- (3)栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携の下に、食品衛生指導、栄養指導、炊き出し等を行うよう努める。

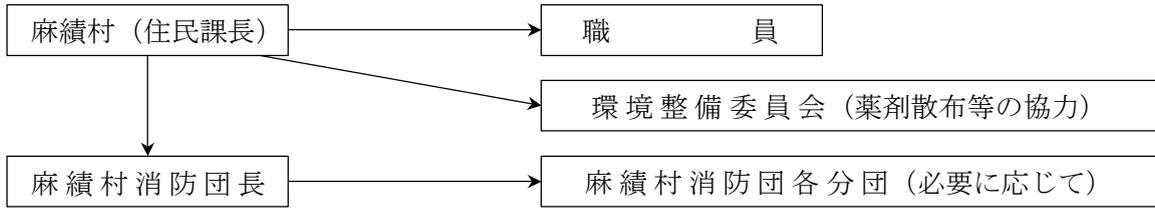
**〔住 民〕**

- (1)医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- (2)住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

**2 感染症予防対策活動**

- (1)災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を結成するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。
- (2)災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材、薬剤等の確保を図る。薬剤は適当量を備蓄し、不足の場合は、取扱業者から緊急調達するほか、県にあっせん要請を行う。
- (3)感染症発生の予防のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

## 麻績村防疫組織



※災害の状況等により、防疫班を適宜設置し、人員等必要な人数を住民課で調整する。

- (4) 感染症の発生を未然に防止するため、松本保健所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
- (5) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- (6) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。
- (7) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、松本保健所を経由して県へ報告する。
- (8) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、松本保健所を経由して県に提出する。
- (9) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、松本保健所を経由して県に提出する。

## 〔住 民〕

村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、村の指導の下、施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第19節 遺体の捜索及び処置等の活動

住民部 消防部

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、村が県警察本部、消防機関等の協力の下に実施する。

また、多数の死者が生じた場合は、棺等の調達など広域的な応援により、その遺体の捜索、検視、火葬等の処理を遅滞なく進める。

### 1 行方不明者等の捜索

- (1) 行方不明者の捜索は、警察、消防団を中心とし、地域住民の協力を得て捜索活動を行うとともに、捜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 村は、県に対して、捜索の対象人員及び捜索地域等、捜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

### 2 遺体の収容処理

#### (1) 遺体の収容

ア 村は、遺体を搬送し一定の場所に収容する。遺体の収容所は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の適当な場所とする（資料9-2参照）。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

イ 遺留品等を整理する。

ウ 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料3-2参照）等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。

#### (2) 遺体の検案・処置等

ア 村は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案（医師、歯科医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

イ 村は、県及び警察と連携し、遺体収容所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

#### (3) 身元不明遺体の処理

ア 身元不明の遺体については、村が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

ウ 外国籍住民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

### 3 遺体の埋火葬

(1) 村は、火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

(2) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡にかかる所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、村が埋火葬を行う。

(3) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処理程度のもを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。

(4) 火葬場（資料 9－1 参照）が不足し管内での火葬ができないと判断される場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料 3－2 参照）により、他ブロック構成市町村等に対して応援を要請する。

#### 4 応援要請

村は、遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

## 第20節 廃棄物の処理活動

住民部

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行ううえで重要となる。村におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

### 1 ごみ、し尿処理対策

村は、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。

- (1)被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (2)下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、リース業者等の協力を得て仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。この場合、高齢者、障害者等いわゆる要配慮者に対しても配慮し、村内で仮設トイレの供給が不足する場合は、県又は他市町村に調達・供給について要請し確保に努める。
- (3)生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (4)災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設（資料7-2参照）での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (5)収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ得る限り平常時の分別区分による収集に努める。
- (6)被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後、原則として速やかに松本地域振興局へ報告する。

### 2 住民への広報

- (1)村によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。
  - ア 村が定める仮置き場及び収集日時に従ってごみを搬出する。
  - イ 仮置き場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (2)速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。

#### 〔住民〕

住民は、災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等、村が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

### 3 近隣市町村への応援要請

村長は、廃棄物及びし尿等の処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

**第21節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動**

総務部 住民部 振興部

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

**1 社会秩序の維持**

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

従って社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。

**2 物価の安定、物資の安定供給**

- (1) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売り惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

**〔住 民〕**

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

**〔企業等〕**

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

**第22節 危険物施設等応急活動**

総務部 消防部

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、松本広域消防局及び関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

**1 危険物施設応急対策**

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは直ちに松本広域消防局（麻績消防署経由）に通報する。

**(1) 情報収集**

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

**(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等**

松本広域連合長は、災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

**(3) 危険区域の設定等**

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

**(4) 資機材の手配**

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

**(5) 災害発生時等における連絡**

災害の情報を把握したときは、松本広域消防局及び県消防課（松本地域振興局経由）へ通報するとともに、必要に応じ、警察等関係機関へ通報する。

**(6) 危険物施設の管理者等に対する指導**

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について松本広域消防局の指導のもと実施する。

**ア 危険物施設の緊急使用停止等**

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

## イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

## ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講ずる。

## エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

## (ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

## (イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに松本広域消防局及び警察等関係機関に通報する。

## (ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

## (エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

## 2 高圧ガス施設応急対策

施設にガスの漏えいや、火災等の災害が発生した場合は、松本広域消防局、県及び関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(1) 高圧ガス貯蔵施設等においてガスの漏えい、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。

(2) 松本広域消防局、警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

## 〔県〕

(1) 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。

ア 施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。

イ 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。

ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させること。

エ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移すこと。

オ 漏えいガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努めること。

カ 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。

キ 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

(2)高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

ア 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。

イ 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。

ウ 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

### 3 液化石油ガス施設応急対策

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて(一社)長野県エルピーガス協会に要請する。

また、県及び松本広域消防局(麻績消防署経由)と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

#### 〔県〕

(1)液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施(特に、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施)について、(一社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(2)容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置を行うよう、(一社)長野県エルピーガス協会を指導する。

(3)発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充てん所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(一社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(4)被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(一社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(5)避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(一社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(6)仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、(一社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(7)救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(一社)長野県エルピーガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

### 4 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

(1)毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏えい、流出等により、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を松本広域消防局、保健所、警察及び関係機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

(2) 周辺住民に対して緊急避難の広報活動を行う。

(3) 飲料水汚染のおそれのある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。

**〔松本広域消防局（麻績消防署経由）〕**

(1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。

(2) 中和剤、吸収剤等の使用により、毒物劇物の危害除去を行う。

**〔営業者及び業務上取扱者〕**

(1) 災害後、直ちに貯蔵設備等の応急点検及び必要な措置を講ずる。

(2) 防災関係機関へ事故発生状況、応急措置等の連絡を行う。

(3) 毒物劇物の漏えい、流出、拡散等が発生した場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

**第23節 電気施設応急活動**

総務部

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、早期復旧による迅速な供給再開、感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害の防止を重点に応急対策を推進する。

**1 二次災害防止**

村は、中部電力(株)からの要請に基づき、防災行政無線等により、次の事項について、住民に対する広報活動を行う。

**(1) 停電による社会不安除去に関する事項**

- ア 停電の区域
- イ 復旧の見通し

**(2) 感電等の事故防止に関する事項**

- ア 垂れ下がった電線に触れないこと
- イ 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

**(3) 送電再開時の火災予防に関する事項**

- ア 電熱器具等の開放確認
- イ ガスの漏洩確認

**第24節 上水道施設応急活動**

振興部

大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事にかかる許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。

**1 応急対策要員の確保**

災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、部内における要員の調整をする。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

**2 応急対策用資機材の確保**

応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

**3 応急措置**

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒のうえ、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (5) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。
- (7) 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

**4 広報活動**

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

**〔関係機関〕**

指定水道業者は、村が発注する工事に対し、積極的に対応する。

## 第25節 下水道施設応急活動

振興部

風水害による被害が発生した場合、下水道機能の応急的な確保のため、まず被害規模等の情報の早期収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき応急対策の実施体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 1 情報の収集、被害規模の把握

「下水道施設台帳」、「農業集落排水処理施設台帳」等（管渠施設、処理場施設）を活用し、村が管理する下水道施設について、被害箇所及び被害状況を早期かつ的確に把握する。

### 2 応急対策の実施体制

- (1) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- (2) 被害が甚大である場合には、広域応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。
- (3) 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。

### 3 応急対策の実施

#### (1) 管 渠

ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

#### (2) 処理場

ア 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

イ 処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

ウ 処理場での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

#### (3) 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

#### (4) 農業集落排水施設

農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。

#### 4 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

**第26節 通信施設応急活動**

総務部

災害時において通信は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。

関連機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

**1 防災行政無線等通信施設の応急活動**

- (1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、村職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

**2 電信電話施設の応急活動**

村は、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDD I (株)、ソフトバンクモバイル(株)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及びiモード災害用伝言板等のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

〔東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I (株)、ソフトバンクモバイル(株)〕

発災時に、被災地の緊急・重要通話を確保するため、早期復旧、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等により、被災者関係の情報提供に努める。

**第27節 鉄道施設応急活動**

総務部

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は、部内規定等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

**1 鉄道施設の応急活動**

村は、東日本旅客鉄道(株)が実施する旅客等の避難誘導及び鉄道施設の応急復旧等の活動に協力する。また、必要に応じて、施設の被災状況、列車の運行再開見込み等について、広報を行う。

## 第28節 災害広報活動

総務部

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍住民等要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

### 1 住民等への広報活動

災害情報共有システム（Lアラート）を活用するとともに、県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、テレビ、ラジオ、防災行政無線、村ホームページ、掲示板、広報紙等を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

- (1) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (2) 二次災害の防止に関する情報
- (3) 避難施設・経路・方法等に関する情報
- (4) 医療機関等の生活関連情報
- (5) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- (6) 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- (7) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (8) 安否情報
- (9) その他必要と認められる情報

〔放送局〕（NHK長野放送局・SBC・NBS・TSB・abn・FM長野・あづみ野FM）

#### (1) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難指示等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。

なお、村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県が要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- ア 県（担当＝危機管理防災課）及び村
- イ 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・abnに通知）
- ウ 日本赤十字社長野県支部

#### (2) 臨時ニュース等の送出

放送局は、災害などの緊急事態に際して進んで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

〔報道機関〕

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障害者、外国籍住民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

必要に応じ、専用電話・FAX、相談職員の配置など、地域の実情に即した相談窓口を設置する。

**第29節 土砂災害等応急活動**

総務部 振興部 消防部

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

**1 地すべり等応急対策**

- (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等の処置を講ずる。
- (2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の出動を要請する。
- (4) 災害の危険性が高まり、避難勧告又は避難指示(緊急)の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

**〔住民〕**

警戒避難情報に注意を払い、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)が出された場合これに迅速に従うものとする。

**2 土石流対策**

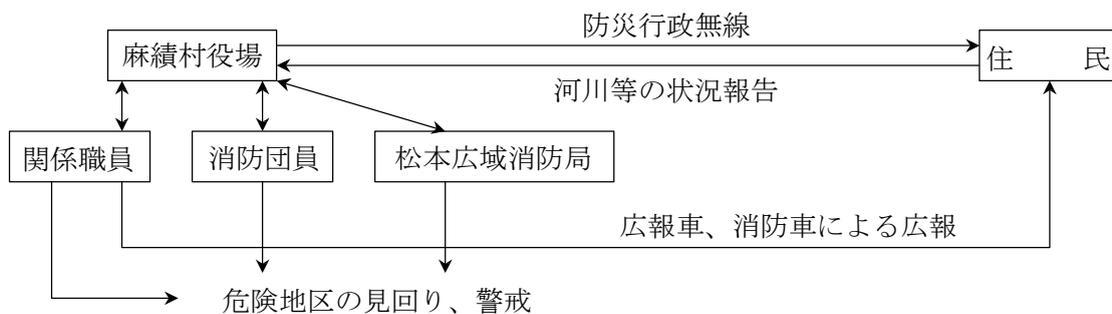
- (1) 必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等の措置を講ずる。
- (2) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の出動を要請する。
- (3) 災害の危険性が高まり、避難勧告又は避難指示(緊急)の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

**〔住民〕**

警戒避難情報に注意を払い、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)が出された場合これに迅速に従うものとする。

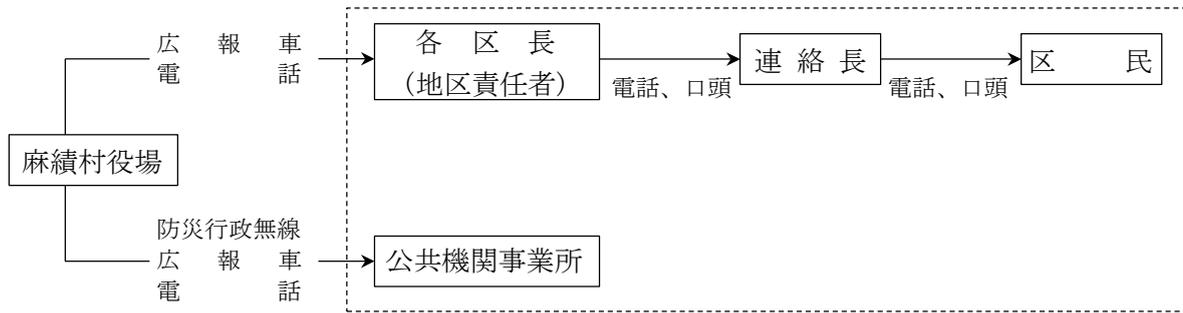
**警報・避難勧告等発令時の連絡系統等**

(1) 警報を発令したとき (警戒体制)

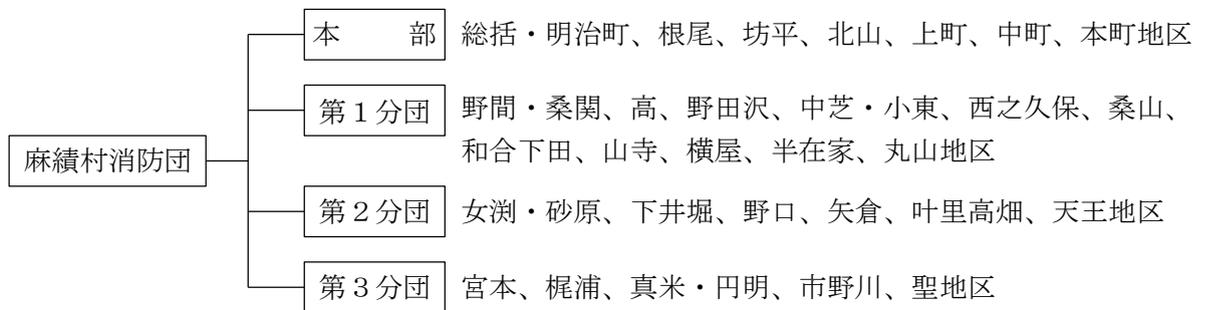


(2) 避難勧告等を発令したとき（避難体制）

ア 住民への連絡系統及び方法



イ 避難誘導分担



**第30節 建築物災害応急活動**

全部署

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

**1 建築物**

- (1) 村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、村営住宅、村立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。
- (2) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- (3) 村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

**〔建築物の所有者等〕**

- (1) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- (2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

**2 文化財**

- (1) 村教育委員会は、所有者、管理者等に対し、見学者の安全を確保するために避難誘導を行うよう指導する。
- (2) 村教育委員会は、所有者、管理者等に対し、文化財への立入り規制を行うよう指導する。
- (3) 村教育委員会は、所有者、管理者等に対し、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずるよう指導する。
- (4) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について調査し、県教育委員会に報告する。

**〔所有者〕**

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。

**第31節 道路及び橋梁応急活動**

振興部

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

**1 被害状況の把握**

道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、松本建設事務所、安曇野警察署、交通機関等の関係機関及び住民等から情報を収集する。

**2 交通の確保**

- (1) 被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながらう回道路の選定、交通規制等を行い、交通の確保に努める。
- (2) 路上障害物の除去等により、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。
- (3) 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、う回道路等の情報提供を行う。

**3 応急復旧**

- (1) 松本建設事務所、長野国道事務所松本国道出張所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の機能確保のための応急復旧を最優先に実施する。
- (2) 各避難施設までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、建設業協会等と協力し、速やかに応急復旧工事を行う。
- (3) 村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

**第32節 河川施設等応急活動**

振興部

風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を実施する。

**1 河川施設等応急対策****(1) 水防活動の実施**

被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 松本建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な水防活動及び応急復旧対策を実施する。

(4) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

**2 ダム施設への対応**

管理者である、松本建設事務所との連携の下に、異状等が認められた場合には、住民への周知を徹底する。

**第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動**

総務部 振興部 消防部

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

村は、被害を最小限に抑えるため、必要な応急活動を行う。

**1 構造物にかかる二次災害防止対策**

村域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

具体的な対策については、本章第31節「道路及び橋梁応急活動」を参照のこと。

**2 危険物施設等にかかる二次災害防止対策****(1) 危険物関係****ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等**

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

**イ 災害発生時等における連絡**

村は、危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

**ウ 危険物施設の管理者等に対する指導**

村は、危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう松本広域消防局の助言のもと指導する。

**(2) その他**

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、松本広域消防局（麻績消防署経由）と協力して、関係機関、住民等に対して指導を徹底する。

**3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止**

(1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

**4 風倒木対策**

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

村は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設にかかる二次災害防止対策

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

## 第34節 ため池災害応急活動

振興部

ため池が決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

### 1 ため池災害応急対策

ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。この場合、応急対策の実施者が二次災害に巻き込まれないよう努める。

## 第35節 農林産物災害応急活動

振興部

被害状況の早期・的確な把握に努め、農林産物被害の拡大防止を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、二次災害防止のため倒壊した立木等の除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

### 1 農産物災害応急対策

村は、県及び農業団体等と協力して、被害を受けた作物の技術指導を行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

- (1) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を松本地域振興局に報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

#### 〔関係機関〕

村等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

#### 〔住 民〕

村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止のため、次の作目別応急対策を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

#### (1) 水 稲

- ア 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病等の防除を行う。
- イ 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- ウ 水路等が損壊した場合は、修理し、冠水できるようにするが、冠水不能の場合は、揚水ポンプ等により行う。

#### (2) 果 樹

- ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。
- イ 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- ウ 果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。
- エ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

#### (3) 野菜及び花き

- ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。

- イ 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。
- ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- エ 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

#### (4) 畜産

- ア 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- イ 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。

## 2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

村は、被害状況を調査し、その結果を松本地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

### 〔関係機関〕

- (1) 林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。
- (2) 村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

### 〔住 民〕

村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

## 第36節 文教活動

教育部

小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの児童生徒及び園児（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育（保育）を確保する必要がある。

このため、村及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育（保育）の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

### 1 児童生徒等に対する避難誘導等

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

#### (1) 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、村教育委員会にその旨連絡する。

#### (2) 児童生徒等が在校中の場合の措置

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

イ 村長等から避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難施設へ誘導する。

ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。また、避難状況を村教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

#### (3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川のはん濫などの状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に、直接、引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難施設において保護する。

### 2 応急教育計画

小・中学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 県教育委員会の指導及び支援を得て、村教育委員会は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

## ア 学校等施設・設備の確保

(ア) 学校等施設・設備にかかる被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(イ) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難施設として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

## イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

## ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

## ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

## イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

## ウ 教育活動

(ア) 災害の状況に応じ、村教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(イ) 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(ウ) 避難施設等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(エ) 授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

## エ 児童生徒等の健康管理

(ア) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(イ) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

## オ 教育施設・設備の確保

(ア) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

(イ)施設・設備が被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(ウ)残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難施設として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

#### カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、村教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

### 3 教科書の供与等

村及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を実施する。

#### (1)教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。村における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

#### (2)就学援助

村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

**第37節 飼養動物の保護対策**

住民部

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難施設での飼養等の保護措置を実施する。

また、ペットが飼い主とともに避難施設に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。

**1 村が実施する計画**

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。
- (3) 家庭動物との同行避難について適切な体制整備に努める。

**2 飼い主が実施する計画**

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 避難施設に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難施設のルールに従い適正な飼育を行う。

**第38節 ボランティアの受入れ体制**

住民部（社会福祉協議会）

災害時には、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

**1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保**

- (1)村は、社会福祉協議会と協議し、被災地におけるボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2)村は、災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (3)村は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告する。

**〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体〕**

村及び県の災害対策本部との連携の下に、救援本部等を設置し、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

**2 ボランティア活動拠点の提供支援**

村は、災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、ボランティアが自由に利用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ、物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

**〔社会福祉協議会〕**

- (1)県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行う。また、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調達等の支援を行う。
- (2)村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

**〔日本赤十字社長野県支部〕**

村及び県の災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

**第39節 義援物資、義援金の受入れ体制**

住民部（社会福祉協議会）

大規模な災害が発生した場合には、村及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

**1 義援金****(1) 受入体制の周知**

村は、県、他の市町村及び日本赤十字社長野県支部と協力して、義援金の受入れが必要と認められる場合は、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて公表する。

**(2) 受入れ**

村は、次により義援金を受入れる。

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

**(3) 配 分**

ア 村は、県、他の市町村及び支援関係団体と協力して、義援金配分委員会を組織する。義援金配分委員会は、募集した義援金を一括管理し、被災状況等を考慮した配分基準を定め、住民課を通じ適切かつ速やかに配分する。

イ 村が受領した義援金は、義援金配分委員会に確実に引き継ぐ。

**2 義援物資****(1) 受入体制の周知**

村は、県及び関係機関の協力を得て、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、報道機関を通じ、支援を要請する品目や送り先等を公表する。

また、義援物資受入れの必要がなくなった場合も、必要に応じその旨公表する。

**(2) 受入及び保管**

村は、次により義援物資を受入れる。

ア 受入・照会窓口を開設する。

イ ボランティア等の協力を得て、受入要員を確保する。

ウ 義援物資の輸送、保管、仕分け作業に適した集積場所（資料8-2参照）を確保する。

エ 寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

**(3) 配 分**

自己調達物資及び応援要請物資等を調整し、被災者のニーズを踏まえた効果的な配分を行う。

なお、配分に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮する。

## 第40節 災害救助法の適用

総務部 住民部

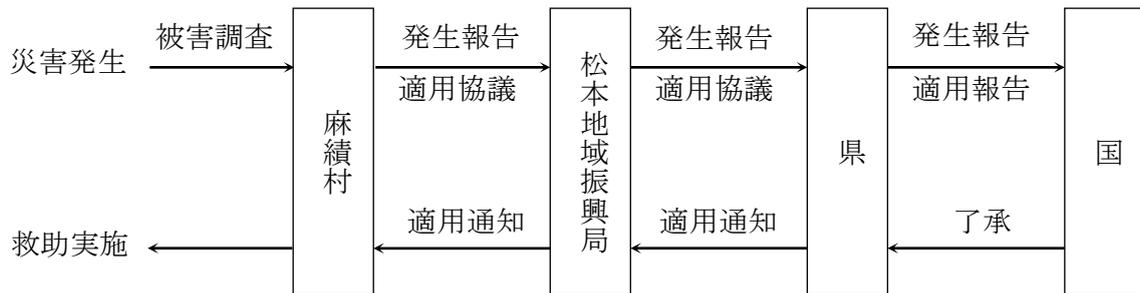
村単位の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

### 1 災害救助法の適用

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

- (1) 村長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに松本地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 村長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

#### 法の適用事務



### 2 救助の実施

県、村は関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

- (1) 村長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助の実施は、別表（後掲）に定める基準により行う。

#### 〔関係機関〕（日本赤十字社長野県支部）

- (1) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備を挙げて協力する。
- (2) 知事から委任された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

別表  
救助の実施要領の基準（概要）  
（平成28年4月28日現在）

救助の種類	対 象	支出できる費用	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する	避難所の設置・維持・管理運営経費（賃金、消耗器材費、建物の使用謝金、備品等の使用謝金・購入費、燃料費）	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 （加算額） ○冬期（10月～3月）加算 ○高齢者等を収容する福祉避難所を設置した場合は当該地域の通常実費を加算	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含む 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊（焼）・流失し、居住する住家がない者で自らの資金では住宅を得ることができない者	整地費、建築経費（建築費・附帯工事費・老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設の整備費・賃金・輸送費・事務費）、リース料、集会所建築費	1戸当たり 29.7㎡を基準とし、2,660,000円以内とする（集会所設置費） 基準額以外で別途定める（住宅50戸以上設置の場合）	災害発生の日から20日以内着工→供与期間は工事完了日から2年以内	1 全壊等直接被害がない場合でも対象となる場合あり 2 基準面積及び基準額は県内総数を上回らなければ調整可 3 実情により輸送費別途計上
炊出し、その他食品の給与	○避難所に収容された者 ○全半壊（焼）・流失・床上浸水で炊事のできない者	主食費、副食費、燃料費、雑費（器機使用謝金又は借上料、消耗品等購入費）	1人1日当たり 1,110円以内	災害発生の日から7日以内	1 被災者支給分のみが対象 2 輸送費、賃金は別途計上
飲料水の供給	現に飲料水（炊事用水を含む）を得ることができない者	ろ水器等他給水に必要な機械器具の借上・修繕・燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与（貸）	全半壊（焼）、流失、床上浸水、船舶の遭難等により被服等生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	被服・寝具、身のまわり品、炊事用具、日用品、光熱材料	別表の範囲内 災害発生日により限度額を区分 夏期（4～9月） 冬期（10～3月）	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は当該地域の時価による 2 現物給付に限る
医療	応急的に医療を必要とするが、災害により医療の途を失った者	診察、薬剤又は治療材料、処置・手術その他の治療・施術、病院又は診療所への収容、看護	1 救護班 使用した薬剤治療材料・医療器具修繕費等の実費 2 病院・診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 当該地域における協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 原則、救護班が現地により処置 2 救護班では治療困難な重傷患者等がある場合又は救護班の到着を待つことのできない急迫している場合は医療機関で処置 3 患者等の移送費は別途計上

救助の種類	対 象	支出できる費用	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む）	分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料	1 救護班による場合は使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	1 救護班のほか助産婦・産院・一般医療機関による実施も可 2 妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	○現に生命、身体が危険な状態にある者 ○生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 明らかに生存している者を除き、原則4日以降は死体の捜索として扱う 2 輸送費、賃金は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者で、自らの資力により応急処理をすることができない者	居室・炊事場・便所等日常生活に不可欠な部分の最小限度の修理費（原材料費・労務費・材料輸送費・工事事務費）	1 世帯当たり 576,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）・流失、半壊（焼）、床上浸水により学用品を喪失・毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲・ろう・養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）	教科書（検定済のもの）、教材（教育委員会承認済のもの）	実費	災害発生の日から1か月以内	1 入進学時の場合は個々の実情に応じ給与 2 備蓄物資は評価額
		文房具、通学用品（運動靴・カバン・体育着等）	小学生1人当たり 4,300円 中学生1人当たり 4,600円 高校生1人当たり 5,000円	災害発生の日から15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者の埋葬を実施する者に支給	棺（付属品を含む）埋葬（火葬）料、骨つぼ・骨箱	1体当たり 大人（12歳以上）210,400円以内 小人（12歳未満）168,300円以内	災害発生の日から10日以内	風習・宗教等に配慮する
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	洗浄、縫合、消毒等	1体当たり 3,400円以内	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班によること 2 輸送費、作業員賃金は、別途計上
		一時保存	○既存建物借上 通常の実費 ○野外仮設 1体当たり 5,300円以内 ○ドライアイス等購入費を要する場合は当該地域の通常実費を加算		
		検査	当該地域の慣行料金の額以内		

救助の種類	対 象	支出できる費用	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれたため生活に支障があり、自らの資力により応急処理をすることができない者	除去に必要な機械器具等の借上賃輸送費及び賃金	1世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日から10日以内	限度額は市町村内の平均額が限度額内であれば調整可。市町村相互間は調整不可
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 飲料水の供給 3 医療及び助産 4 被災者の救出 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	輸送又は賃金	当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実費が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	(ア) 被災者の避難 (イ) 医療及び助産における移送 (ウ) 被災者の救出 (エ) 飲料水の供給 (オ) 死体の搜索 (カ) 死体の処理 (キ) 救済用物資の整理、配分及び輸送	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

※費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。

別表（被服寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに
全 (焼)流 失	夏(4月～9月)	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	53,000円	7,800円
	冬(10月～3月)	30,400円	39,500円	55,000円	64,300円	80,900円	11,100円
半 (焼)床 上浸水	夏(4月～9月)	6,000円	8,100円	12,100円	14,700円	18,600円	2,600円
	冬(10月～3月)	9,800円	12,700円	18,000円	21,400円	27,000円	3,500円

**第41節 観光地の災害応急対策**

観光部

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

**1 観光客の安全確保**

- (1) 観光案内所で観光客の避難誘導を行う。
- (2) 災害発生時には、県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (3) 災害発生時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

**2 外国人旅行者の安全確保**

県等と連携して、事前登録されている通訳ボランティアを避難施設へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。